

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700005-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5. /			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5. /			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐	資 料 購 入 費	銀行振込			
☐	人 件 費				
☒	事 務 費				
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり R7年4月分の振込依頼書を添付。但し会派数の変更により金額が増減する			
購入(依頼) 予定業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		2,009円			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

0700005-1 0700000-1
令和7年4月3日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市議会議長 横 野 昭

インターネット使用料について（ご依頼）

会派控室のインターネット使用料（4月分）については、次のとおりです。

令和7年4月23日（水）までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

誠政気魄

金 2,009 円 （基本料金 1,833 円 メールアドレス料金 176 円）

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通 6020249

トヤマシギカイ インターネットシハライグチ
（口座名義）富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課
内線3315

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700005-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	R7.5.20		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.5.20					
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.5.22	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.5.22		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☒	事 務 費	R7.5.22					
特 記 事 項							
〈定期的支払〉銀行振込							
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 5月分					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		2,009円					
振込手数料		550円		金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額		2,559円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

令和7年5月13日

誠政気魄

会長 橋本 雅雄 様

富山市議会議長 高田 重信

インターネット使用料について（ご依頼）

会派控室のインターネット使用料（5月分）については、次のとおりです。

令和7年5月23日（金）までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

誠政気魄

金 2,009 円（基本料金 1,833 円 メールアドレス料金 176 円）

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通 6020249

トヤマシギカイインターネットシハライグチ
（口座名義）富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課
内線 3314

写

 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用機

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号/処理番号	日付
お振込	0110107	07-05-22
銀行番号	振込店番号	日付・口座番号
		191
方目	金額	金額
00000000000002	000500050104	
時刻	ご利用/取引 日付/時刻	お取引金額
11:44	Y550円	Y2,009円
おつり	お取引/振込初元残高*	
Y0円	円	

手数料のうち振込手数料 Y550
000002

北陸銀行
富山市役所出張所
普通 6020249
トヤマシキカイインターネットワライク
チ様
セイセイキハク タビヒヨウハリモト マリ
オ様
電話番号 076-443-2154

裏面もあわせてご覧ください。

 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用機

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号/処理番号	日付
お振込	0110107	07-05-22
銀行番号	振込店番号	日付・口座番号
		191
方目	金額	金額
00000000000002	000500050104	
時刻	ご利用/取引 日付/時刻	お取引金額
11:44	Y550円	Y2,009円
おつり	お取引/振込初元残高*	
Y0円	円	

手数料のうち振込手数料 Y550
000002

北陸銀行
富山市役所出張所
普通 6020249
トヤマシキカイインターネットワライク
チ様
セイセイキハク タビヒヨウハリモト マリ
オ様
電話番号 076-443-2154

裏面もあわせてご覧ください。



年 月 日	簡 要	お支払い金額 (円)	お振り込み金額 (円)	差し引き残高
07-04-17*		*4,767	7月分 3月分	*841,408
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	インターネット	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,246
07-05-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

2018.04.11

※お振込みの金額は、お振込みの金額と、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額となります。
 ※お振込みの金額は、お振込みの金額と、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額となります。
 ※お振込みの金額は、お振込みの金額と、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額となります。

お振込みの金額

お振込みの金額は、お振込みの金額と、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額となります。

著作権法により
公開できません

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700007-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5.1			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5. /			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☒	資 料 購 入 費	☐ 座振替			
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
支出内容		読売新聞年間購読料 (R7年5月～R8年3月まで)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり			
購入(依頼) 予定業者		富山市弥生町2丁目1-2 株式会社 太田新聞店		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		月額:3,800円 (3,800×11カ月41,800円)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700007-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒ 研 修 費	R7.5、23		代表者	經理責任者	申請者(議員)
☐ 広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.5、23				
☒ 会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.5、23
☐ 資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☒ 資 料 購 入 費	R7.5、23		代表者	經理責任者	申請者(議員)
☐ 人 件 費	承 認 日				
☐ 事 務 費	R7.5、23				

特記事項

〈定期的支払〉口座振替

支出内容	読売新聞購読料 (R7年5月分)		
積算根拠	☑請求書添付あり		
購入(依頼)業者	富山市弥生町2丁目1-2 株式会社 太田新聞店	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	3,800円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	3,800円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所 6F

富山市議会誠政気魄 御中

御 請 求 書

ページ

1

(14040)

毎々に格別の御引立を戴き誠に有難うございます。

下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

930-0019
富山県富山市弥生町2-2
株式会社太田新聞店
読売センター富山中支店
太田 和彦
電話番号 076-43342316
お振込口座 北陸銀行
清水町支店

普通 口座番号 6053909
株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税 0円)

(8.0%対象

3,800円消費税 281円)

07年05月度

5月1日

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年05月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

年 月 日		内 容	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1	07-04-17*		*4,757	77"レト 3月分	*841,408
2	07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
3	07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
4	07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
5	07-04-21	振込	トヤマシ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
6	07-04-22*		0700001* *2,559	インターネット	*1,246,112
7	07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
8	07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,246
9	07-05-20	振込	トヤマシ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
10	07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
11	07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
12	07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブワ)YC	*2,013,822
13	07-05-26*	R6年度 税金返金	*798,671		*1,215,151
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

(注) 1. 通帳の記載内容と実際の取引内容とが一致しない場合は、お振込み先を誤りとする。
2. 日本銀行の口座に入金された場合は、お振込み先を誤りとする。
3. 日本銀行の口座に入金された場合は、お振込み先を誤りとする。
4. 日本銀行の口座に入金された場合は、お振込み先を誤りとする。

お振込み先を誤りとする場合は、お振込み先を誤りとする。
お振込み先を誤りとする場合は、お振込み先を誤りとする。

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700008-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1			
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5.1			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☒	人件費				
☐	事務費				
支出内容	会派事務員給料 令和7年5月～令和8年3月 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時まで 内休憩時間1時間 期末手当:7月期、12月期				
積算根拠	☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り				
購入(依頼)予定業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員			取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額	144,000円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

(案)

雇用契約書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7年 5月 1日から令和 8年 3月31日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

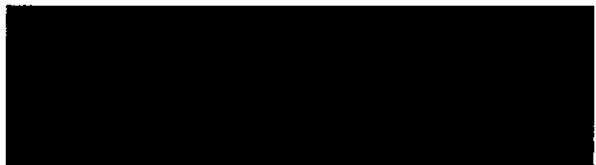
12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号
氏 名 富山市議会 誠政気魄
代 表

(乙) 住 所
氏 名



1. 法人番号

2. 事業所番号

1601-619002-9

3. 管轄区分

0

4. 変更年月日

5. 事業所の名称

トヤマシキ カイ セイセイハク ハシモト マサオ
富山市議会 誠政気魄 橋本 雅雄

6. 郵便番号

930-8510

7. 事業所の所在地

富山市新桜町 7 - 3 8

8. 事業所の電話番号

076-443-2154

9. 設置年月日

R030601

10. 設置区分

1 (1 当然
2 任意)

11. 事業所区分

1 (1 個別
2 委託)

12. 産業分類

93

13. 労働保険番号

16101015035

14.
備

考



(送付先)

930-0005

富山県富山市新桜町7-38 市議会議員 議員控室

令和3年9月3日

気魄 御中



#01000020
210906

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)



498-61-02127-6

法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、
下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法人番号 (13桁)		6	7	0	0	1	5	0	1	0	4	6	2	3
法人番号の指定 を受けた者※1	商 又 は 名 称	気魄												
	本 店 又 は 主たる事務所の 所 在 地	富山県富山市新桜町7-38 市議会議員 議員控室												
	国内における 主たる事務所等 の 所 在 地※2													
法人番号指定年月日		令和3年9月3日												
国税庁法人番号 公表サイトの表記 ※3	商 又 は 名 称	気魄												
	本 店 又 は 主たる事務所の 所 在 地	富山県富山市新桜町7-38市議会議員 議員控室												
	国内における 主たる事務所等 の 所 在 地※2													

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。

※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。

※3 国税庁法人番号公表サイトでは、JIS第1水準及び第2水準以外の文字をJIS第1水準及び第2水準の文字に置換えしています。
また、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。

(G210906-0000020)

(送付先)

930-0005

富山県富山市新桜町7-38 市議会議員 議員
控室

会派 誠政 御中

令和3年9月3日



#01000019
210906



498-61-02126-5

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、
下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法人番号 (13桁)		5	7	0	0	1	5	0	1	0	4	6	2	4
法人番号の指定 を受けた者※1	商 又 は 名 称	会派 誠政												
	本 店 又 は 主たる事務所の 所 在 地	富山県富山市新桜町7-38 市議会議員 議員 控室												
	国内における 主たる事務所等 の 所 在 地※2													
法人番号指定年月日		令和3年9月3日												
国税庁法人番号 公表サイトの表記 ※3	商 又 は 名 称	会派 誠政												
	本 店 又 は 主たる事務所の 所 在 地	富山県富山市新桜町7-38市議会議員 議員控 室												
	国内における 主たる事務所等 の 所 在 地※2													

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。

(G210906-0000019)

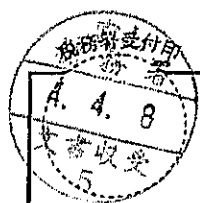
※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。

※3 国税庁法人番号公表サイトでは、JIS第1水準及び第2水準以外の文字をJIS第1水準及び第2水準の文字に置換えしています。
また、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。



※整理番号 0700008-1

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



令和 年 月 日 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。	住所又は本店所在地	〒930-8510 富山市新桜町7番38号 電話(076)443-2154
	(フリガナ)	カイハ セイセイ
	氏名又は名称	会派 誠政
	個人番号又は法人番号	51710101 / 51011046214
	(フリガナ)	ハシモト マチノ
	代表者氏名	橋本 雅雄

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 令和 年 月 日 給与支払を開始する年月日 令和 年 月 日

○届出の内容及び理由
(該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。)

開設	☐ 開業又は法人の設立 ☐ 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	→	「給与支払事務所等について」欄の記載事項	
移転	☐ 所在地の移転		開設した支店等の所在地	
	☐ 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) ☐ 法人の合併 ☐ 法人の分割 ☐ 支店等の開閉 ☒ その他 (統合)		移転前の所在地	移転後の所在地
廃止	☐ 廃業又は清算終了 ☐ 休業		引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
その他 ()		異動前の事項	異動後の事項	

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)	カイハ セイセイ	セイセイ キハク
氏名又は名称	会派 誠政	誠政 気魄
住所又は所在地	〒 電話 () -	〒 電話 () -
(フリガナ)		
責任者氏名		
従事員数	役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人	
(その他参考事項)	気魄を廃止し、誠政と統合	

税理士署名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認
	番号確認	身元確認 ☐ 許 ☐ 未許	確認事項 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						



整理番号 0700008-1



給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

令和 年 月 日 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次の とおり届け出ます。	住所又は 本店所在地	〒 930-8310 富山市新桜町7番38号 電話 (076) 443 - 2246
	(フリガナ)	キ ハ?
	氏名又は名称	気 魄
	個人番号又は 法人番号	6 7101011 5101110 4161213
	(フリガナ)	キハ? ヒメツ
代表者氏名	谷口 寿一	

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人につ
ては本店所在地(外国法人の場合は国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 令和 8 年 3 月 31 日 給与支払を開始する年月日 令和 年 月 日

〇届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄に✓印を付けてください。)		「給与支払事務所等について」欄の記載事項	
		開設・異動前	異動後
開設	☐ 開業又は法人の設立		
	☐ 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合	開設した支店等の所 在地	
移転	☐ 所在地の移転	移転前の所在地	移転後の所在地
	☐ 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) ☐ 法人の合併 ☐ 法人の分割 ☐ 支店等の開設 ☐ その他 ()	引継ぎをする前の 給与支払事務所等	引継先の給与支払 事務所等
	☒ 廃業又は清算終了 ☐ 休業		
その他 (統合)		異動前の事項	異動後の事項

〇給与支払事務所等について		開設・異動前	異動後
(フリガナ)		キ ハ?	セイセイ キハ?
氏名又は名称		気 魄	誠政気魄
住所又は所在地		〒 電話 () -	〒 電話 () -
(フリガナ)			
責任者氏名			
従業員数	役員 人	従業員 人	() 人 () 人 () 人 計 人
(その他参考事項) 会派誠政と統合する為気魄は廃止			

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通信 日付印	年 月 日	確認
	番号確認	身元確認	確認事項 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

930-0005

富山市 新坂町 7-38 富山市議会会議室

1/1

誠政気純

橋本 雅雄

様

202301547105403 00001

住所の登録および変更は住民基本台帳をもとに行います。それに伴い「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の住所欄の表示を省略しています。（健康保険のみ加入の被保険者を除く）今後、「住所変更届」は原則提出不要となります。

ただし、下記の場合は「住所変更届」の提出が別途必要となります。

- ・「資格取得届」提出時、住民票上の住所と異なる住所（居所）にお住まいの場合
- ・上記、住所（居所）を変更した場合
- ・健康保険のみ加入している被保険者の場合
- ・マイナンバーをお持ちでない被保険者が住所を変更した場合

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-セ排

事業所番号 15027

被保険者 整理番号	被保険者氏名				※1 資格取得年月日	標準報酬月額	
	※1 生年月日	※2 種別(性別)	※3 取得区分	被保険者 区分	基礎年金番号	郵便番号	被保険者住所
1						健保：134千円	厚年：134千円

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

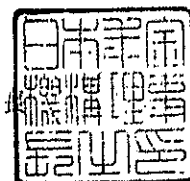
※2 種別(性別) 1(男):男性 2(女):女性 3(坑):坑内員 5(基男):男性(基金加入)
6(基女):女性(基金加入) 7(基坑):坑内員(基金加入)

※3 取得区分 1(新):新規加入 2(再):再取得 3(共):共済組合 4(船):船員保険 5(新):新規取得
6(再):再取得

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和 6年 1月25日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)



政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700008-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐ 研 修 費	R7.5. 15		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.5. 15				
☒ 会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.5. 30
☐ 資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐ 資 料 購 入 費	R7.5. 30		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人 件 費	承 認 日				
☐ 事 務 費	R7.5. 30				

特記事項

5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からとなります。

支出内容	令和7年会派事務員給料 5月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間		
積算根拠	☑見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,465円 介護保険料 1,065円 健康保険計 7,530円 厚生年金 12,261円 計 19,791円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 円		
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	124,209円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	124,209円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～ 適用
・介護保険料率:令和7年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			9.65%		11.24%		18.300%※	
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000 ～ 93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ～ 101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ～ 107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ～ 114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ～ 122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ～ 130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ～ 138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ～ 146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ～ 155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ～ 165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ～ 175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ～ 185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ～ 195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ～ 210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ～ 230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ～ 250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ～ 270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ～ 290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ～ 310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ～ 330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ～ 350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ～ 370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ～ 395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ～ 425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ～ 455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ～ 485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ～ 515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ～ 545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ～ 575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ～ 605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ～ 635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 ～ 665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ～ 695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000 ～ 730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000 ～ 770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000 ～ 810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000 ～ 855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000 ～ 905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000 ～ 955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000 ～	134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の
厚生年金保険料率は、基金ごとに
定められている免除保険料率
(2.4%～5.0%)を控除した率となり
ます。

加入する基金ごとに異なりますの
で、免除保険料率および厚生年金
基金の掛金については、加入する
厚生年金基金にお問い合わせ
ください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間673万円(毎年1月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は
月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一助として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700004*-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.5. 22	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.5. 22			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.5. 22		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.5. 22	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R7.5. 22			

特記事項

支出内容

会派事務員社会保険料 令和7年4月分

積算根拠

	会派負担分	本人負担分
☒ 見積書等添付あり		
健康保険料	6,466	6,465
介護保険料	1,065	1,065
厚生年金保険料	12,261	12,261
こども子育て拠出金	482	
月計	20,274	19,791

購入(依頼)業者

富山市牛島新町7-1
富山年金事務所

取引規定

☒抵触なし

請求金額

40,065円

振込手数料

金融機関名

政務活動費支出額

40,065円

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

[illegible]

著作権法により
公開できません

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

144,000 × 0.0055 792円

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

給与所得の源泉徴収税額表（令和5年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））（～166,999円）

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社 会保険料等 控除後の金 額の3.063% に相当する金 額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

雇用契約書

富山市議会「誠政気魄」(以下「甲」という)と[REDACTED](以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本誓2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

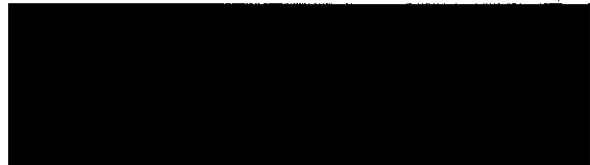
代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料19,791円 内訳健康保険料7,530円(保険料6,465円 介護保険料1,065円)
厚生年金12,261円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年5月30日

経理責任者

谷口 寿一



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

会派事務員 雇用保険用口座



3

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預け入れ金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-04-23*	自動機		*726	*726
2 07-05-30*	自動機		*792	*1,518
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

お知らせ

①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払いできる期限は、所定の
 不渡返還時期経過後となります。



3



年 月 日	振 込	お 支 払 い 金 額	お 預 け 金 額	残 高
07-04-17*		*4,767	970000 3月分	*841,408
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	入会金	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	コロンボ	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給付	*1,160,246
07-05-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インテ-ネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ)のYC	*2,013,822
07-05-26*	R6年度 税金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

この通帳は、お預けの金銭を記録するためのものです。お預けの金銭は、お預けの口座に記入されています。

お預けの金銭は、お預けの口座に記入されています。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4)

Sカード

前半

版、A6版

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 R7年5月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
1日	8:41	16:00					
2日	8:36	16:00					
7日	8:31	16:00					
8日	8:33	16:00					
9日	8:33	16:00					
12日	8:32	16:00					
13日	8:40	16:00					
14日	8:36	16:01					
15日	8:45	16:01					
16日	8:44	16:01					

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 !→直行 ！→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認印				

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本製品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-610-200 マックス株式会社

氏名

所属 誠政気魄 R7年5月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
19日	8:37	16:00					
20日		16:00					
21日	8:35	16:00					
22日	8:33	16:01					
23日	8:37	16:00					
26日	8:31	16:00					
27日		16:00					
28日	8:35	16:00					
29日	8:32	16:00					
30日	8:34	16:00					

項目	1	2	3	4	5

就業日数	20	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H		休出時間	H	休暇	日
早出	H		残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H	外出

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.



年 月 日	内 容	お 金 入 り 金 額	お 金 出 り 金 額	残 高
07-04-17*		*4,767	7月分給与	*841,408
07-04-17*		*2,671	11月分給与	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	インターネット	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,246
07-05-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブフン)YC	*2,013,822
07-05-26*	R6年度職金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209	5月分給料	*1,090,942
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

（印字内容）
1. 印字内容が不明な場合は、お振込み先を必ずご確認ください。
2. 印字内容が不明な場合は、お振込み先を必ずご確認ください。
3. 印字内容が不明な場合は、お振込み先を必ずご確認ください。

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700006-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5.1			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5.1			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☒	資 料 購 入 費	口座振替			
☐	人 件 費				
☐	事 務 費				
支出内容		富山新聞年間購読料 (R6年5月～R8年3月まで)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり			
購入(依頼)予定業者		富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		月額:3,880円 ³⁸⁸⁰ (3,880×11ヵ月42,680円)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

著作権法により
公開できません

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号		0700006-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.2					
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.2	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☒	資 料 購 入 費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☐	事 務 費	R7.6.2					
特 記 事 項							
〈定期的支払〉口座振替 初回政務活動費事前審査0700006-1							
支出内容		富山新聞年間購読料 R7年5月分					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		3,880円					
振込手数料						金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		3,880円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

備考 お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。



年 月 日	備 考	お支払い金額	お預かり金額	残高
07-04-17*		*4,767	77レイト 3月分	*841,408
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	インターネット	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給付	*1,160,246
07-05-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ"ンYC	*2,013,822
07-05-26*	R6年度税金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
07-06-02		*3,880	トヤマシブ"ン	*1,087,062
07-06-09*	4月*税金返金	*321,510		*765,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
07-06-23		*3,800	SMBC(シブ"ンYC	*753,752
07-06-27		*6,600	CATVトマ	*747,152
07-06-27		*70,488	NS ミツビシHBL	*676,664
07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846
24				

※お支払い金額は、お預かり金額と合算して残高を計算しております。
 ※お預かり金額は、お支払い金額と合算して残高を計算しております。
 ※お支払い金額は、お預かり金額と合算して残高を計算しております。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700016-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.6.23	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.23				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.23
☐	資 料 作 成 費	起 案 日	支 払 完 了 報 告			
☒	資 料 購 入 費	R7.6.23	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.6.23				
特 記 事 項						
〈定期的支払〉口座振替 事前審査070007-1						
支出内容		読売新聞購読料 (R7年6月分)				
積算根拠		☒ 請求書添付あり				
購入(依頼)業者		富山市弥生町2丁目1-2 株式会社 太田新聞店			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		3,800円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		3,800円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所 6F

富山市議会誠政気魄 御中

御 請 求 書

ページ

1

(14040)

毎々に格別の御明立を戴き誠に有難うございます。

下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

930-0019
富山県富山市弥生町2丁目1番2
株式会社太田新聞店
読売センター富山中央
太田和彦
電話番号 076-433-2015
お振込口座 北陸銀行
清水町支店普通 口座番号 6053909
株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税 0円)

(8.0%対象

3,800円消費税

281円)

07年06月度

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年06月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

6月16日



07-04-17*		*4,767	976,239	*341,403
07-04-17*		*2,371	077	*338,737
07-04-13*		*40,065	256件除却	*793,572
07-04-13*		*1	普通預金	*793,571
07-04-21	振込	トマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		070001*	*2,559	*1,245,112
07-04-22*		070002*	*4,457	*1,241,655
07-04-23*		070003*	*81,409	*1,160,246
07-05-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		070004*	*40,065	*2,020,181
07-05-22*			*2,559	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ	*3,300	*2,013,322
07-05-26*	86年度所 全返金		*798,671	*1,215,151
07-05-30*	自動機		*124,209	*1,090,942
07-06-02			*3,880	*1,087,062
07-06-09*	4月*所 返金		*321,510	*765,552
07-06-12*	自動機		*4,000	*761,552
07-06-12*	自動機		*4,000	*757,552
07-06-23			*3,800	*753,752

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700013-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5.1			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5. /			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐	資 料 購 入 費	口座引落とし			
☐	人 件 費				
☒	事 務 費				
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 (R6.6月～R7.3月まで)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり			
購入(依頼) 予定業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		66000円 660,000円 ⁷ (R6.6月～R7.3月まで)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					



上り・下り \1Gbps/の 超高速インターネットが お得な価格で使える!

もう、超高速インターネットは当たり前。

ミタスト光のインターネットなら1Gbpsがずっとお得に使えます。

そのうえ初心者も安心できるサポートとセキュリティ、

家計にやさしいコースをご用意しました。

オススメ

光ハイパー1G(2年定期契約)

月額基本料

1G 上り・下り最大速度
bps

定価 **4,950円** ※1※2※3※4



光ウルトラ10G

月額基本料

10G 上り・下り最大速度
bps

定価 **7,678円**



光ハイパー1G

月額基本料

1G 上り・下り最大速度
bps

定価 **6,600円**



光エクセレント300

月額基本料

300M 上り・下り最大速度
bps

定価 **6,050円**

※インターネットの速度はベストエフォートであり、最大速度は必ずしも保証されません。



まとめて加入でさらにおトクに!

おすすめセット割プラン 詳細は P26 へ

株式会社ケーブルテレビ富山 光ネット料金表

※1 貸借料

(1) 貸借料金は、1台(単位)あたりの月額利用料です。
(2) 料金はすべて税込みです。

1. 基本料金

(1) 戸建

注釈	サービス種類 (コース)	最大速度(bps)		料金
		上り	下り	
	光ウルトラ10G	10G	10G	7,878円
	光ハイパー1G	1G	1G	6,600円
※1	光ハイパー1G (2年定期契約)	1G	1G	4,950円
	光エクセレント300	300M	300M	5,050円

(2) 集合住宅

サービス種類 (コース)	最大速度(bps)		料金
	上り	下り	
光マンション10G	10G	10G	4,950円
光マンション1G	1G	1G	3,850円

(新規受付終了)

光エントリー100	100M	100M	4,950円
光ベーシック2	0.3M	2M	3,850円
光マンション300M ※2	300M	300M	3,630円

※1 契約解除料は4,950円です。

※2 R-FoG方式で接続する集合住宅(集合住宅の加入者で共用)の場合、通達のより最大速度は30Mbpsとなります。光マンションからの名称変更です。

2. 付加機能(オプション)料金

付加機能	条件	料金
安心セキュリティ	3台まで	220円
フィルタリング		157円
無線ルーター(※1)	1台のみ	330円
10G無線ルーター	1台のみ	660円
メッシュWi-Fi(※2)	2台のみ	440円
10GメッシュWi-Fi	2台のみ	1,320円
メールアドレス追加	1アドレス追加	264円
IPアドレス追加(※3)	1つ	1,100円
固定IPアドレス(※3,4,5,6)	グローバルIPアドレス1つ	3,300円
有線・無線LANの インターネット接続設定 6台目以降	1台あたり	1,430円
メールアドレスの 追加設定	1アドレスあたり	1,430円

(新規・変更受付終了)

ホームページ	非商用利用	無料
	商用利用	1,650円
ホームページ容量追加	100MB毎	1,100円

※1 R-FoG方式で接続する集合住宅の場合は、無線モデムを提供いたします。

※2 C+STB2をご利用の場合、110円追加にてご契約いただけます。なお、R-FoG方式の集合住宅では、ご契約いただくことができません。

※3 法人・団体のみに提供します。

※4 固定IPアドレスのご指定はできません。また、事前に固定IPアドレスを割り当てる機器の固有情報(MACアドレス等)を当社までご提示いただく必要があります。機器を交換される場合も同様となります。

※5 当社設備の入れ替えに伴い、提供する固定IPアドレスが変更となる場合がございます。固定IPアドレスの変更等に伴い発生する契約者所有の機器の設定変更等の費用は、契約者のご負担となります。

※6 R-FoG方式で接続する集合住宅の場合はご契約いただくことができません。

3. 手数料

(1) 事務処理に関する手数料

項目	料金	内容
変更手数料	1,100円	工事完了後にメールアドレスの変更・廃止をされる場合に必要です。

(2) 書面発行に関する手数料

項目	料金	内容
請求書発行手数料	110円	請求書、利用明細などの発行、郵送が対象となり、1通あたりの料金です。
インボイス発行手数料	220円	A4用紙20枚以下
	335円	A4用紙21枚以上

4. 料金割引表

(1) 基本料金のセット割引

当社との契約に応じて、以下の種類の割引がありますが、複数の割引を併用することはできません。

A. セット割引

当社の他の光サービスの契約内容に応じて適用されます。なお、以下の「C+STB2専用セット割引」「け〜ぶる〜む割引」が適用される場合、本割引は適用されません。

光ネット契約	光テレビ契約	光デング契約	光ネットのセット割引額
光ウルトラ10G 光ハイパー1G 光エクセレント300	光プレミアム 光スタンダード	有	▲1,540円
	光コミュニティ	ケーブルプラス電話	▲1,463円
		ケーブルライン	▲1,419円
	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ	無	▲1,100円
光エントリー100 光ベーシック2	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ	有・無問わず適用	▲550円
光ウルトラ10G 光ハイパー1G 光エクセレント300 光エントリー100	光ライト		
光マンション10G 光マンション1G 光マンション300M	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ		
光ハイパー1G (2年定期契約)	光プレミアム 光スタンダード 光コミュニティ		

B. C+STB2専用セット割引

光テレビコースの付加機能(オプション)「C+STB2(4Kスマート・4Kスマートプラス)」を選択された場合のみ適用されます。

光ネット契約	光テレビ契約	光デング契約	光ネットのセット割引額
光ハイパー1G 光エクセレント300	光プレミアム 光スタンダード	有・無 問わず適用	▲1,100円
光マンション300M			▲550円

C. け〜ぶる〜む割引

集合住宅の所有者契約がけ〜ぶる〜む「全戸光ネット割引」コースの場合に適用されます。(C+STB2専用セット割引は適用されません。)

集合住宅の け〜ぶる〜むコース	サービス種類 (コース)	割引額
け〜ぶる〜む全戸光ネット割引	光マンション300M	▲880円

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700013-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.6.16		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.16				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.27
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.6.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.6.27				
特 記 事 項						
初回政務活動費事前審査 07000005-1 基本料金変更及び支払手続き変更 変更前 基本料金2,009円 銀行口座振込 変更後 基本料金6,600円 毎月27日に会派の口座より引落 金融機関休業日は翌営業日						
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 6月分				
積算根拠		☒ 請求書等添付あり				
購入(依頼)業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		6,600円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		6,600円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号
誠政気魄 富山市役所6F

2025/5/12

ご契約内容のお知らせです。必ずお読みください。

誠政気魄 代表 橋本 雅雄 様

お客様番号:179935

【契約事業者】

株式会社ケーブルテレビ富山
富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階
お客様相談窓口:0120-493-530
【電話受付時間】9:00~17:00
(上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送)

ご契約の内容

※電気通信事業法 第26条提供条件の説明に基づき、施行規則第22条の2の3第1項 基本説明事項を記載しております。

この度は当社サービスをお申し込みいただき誠にありがとうございます。
ご契約の内容につきまして、書面を送付させていただきます。お申込内容の変更やご不明な点がございましたら、当社のお客様相談窓口までお気軽にお問合せください。
今後とも、当社サービスを末永くご利用いただきますよう心よりお願い申し上げます。

ご契約者情報	お客様番号	179935
	お申込日	2025/05/12
	ご契約名義	誠政気魄 代表 橋本 雅雄 様
	ご住所	富山県富山市新桜町7番38号 誠政気魄 富山市役所6F

お申込サービス情報 ※サービス内容の詳細については 別紙をご参照ください。	光テレビ	【なし】
	光ネット	<基本> 光ハイパー1G
	光デジワ	【なし】
	ミタスト安心サポート	【なし】

ご利用料金 ※記載の金額は税込です。 ※各サービスの詳細は別紙をご参照ください。	光ネット(お支払方法:口座引落)		
	基本	光ハイパー1G	6,600円
		合計	6,600円
	・当社のインターネットサービスはベストエフォート方式です。速度は技術的な最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合があります。		
	・一定時間内に当社所定の基準を超える通信量が継続的に発生した場合、通信量や速度を制限する場合があります。		

・メールアドレスの変更・削除には変更手数料(1,100円)がかかります。

料金の支払い時期・支払い方法	口座引落	毎月27日 (金融機関休業日は翌営業日)
----------------	------	-------------------------

初期費用 ※記載の金額は税込です。	工事費		
	(F)インターネット標準工事		21,120円
	【割引】(F)インターネット標準工事		-21,120円
合計			0円
キャンペーンにてお申込みいただいた場合の標準工事費は、当社指定の分割支払いとなります。各サービス利用中は、分割支払いと相当額を当社指定回数割引いたします。 割引中に途中解約または休止された場合、割引は継続されません。 光テレビのみの申込みは光プレミアムコース・光スタンダードコースが標準工事費割引特典の対象となり、課金開始月から12ヶ月はコースのダウングレードができません。 初期解除制度を利用される場合は、工事費キャンペーン割引適用外となります。 追加で下記オプション費用がかかる場合がございます。 ・2分配器新設 2,200円/個・4分配器新設 3,960円/個 ・6分配器新設 6,050円/個・8分配器新設 9,240円/個 ・6分配器取替(4分配→6分配) 2,200円/個・8分配器取替(4分配→8分配) 5,500円/個 ・同軸ケーブル敷設(1回線追加)20mまで 4,180円・同軸ケーブル敷設 220円(3m以上1m毎) ・HDMIケーブル1.5m 1,980円/本 ・LANケーブル1.5m 550円/本・LANケーブル敷設 220円(1.5m以上1m毎) ・BS分波器取付 1,980円/台 ・宅内配線撤去工事 4,290円/1ヶ所 ・アンテナ撤去(産廃処理含まず) 6,490円			

契約変更・解約の条件等 (光テレビ・光ネット・光デソワ)	共通	解約工事費(税込)	
		・初回課金月から24ヶ月を経過した場合、解約工事費はかかりません。 ・24ヶ月以内に解約される場合の解約工事費は、初回課金月から起算してご利用いただいた月数を24ヶ月から差し引いた残月数に次の単価をかけた料金となります。 1台目:330円/台、2台目以降:192.5円/台 ※解約工事費に端数が発生した場合は切捨てとなります。 ※解約工事費は、機器毎のご請求となります。2台目以降の解約工事費は同時解約の場合のみとなります。	
		【標準工事費割引特典】 ・標準工事費分割支払いの途中で解約された場合、最終請求月に残額を一括請求いたします。また、分割支払いで途中休止された場合、分割支払いで継続請求いたします。 ・各サービス利用中は、分割支払いと相当額を当社指定回数割引いたします。割引中に途中解約または休止された場合、割引は継続されません。	

契約変更・解約の連絡先及び方法	株式会社ケーブルテレビ富山 お客様相談窓口 【電話受付時間】9:00~17:00 (上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送) ウェブページ: https://ett.ne.jp/ メールアドレス: info@ett.ne.jp
-----------------	--

サービス提供開始の予定時期	工事が完了次第、ご利用いただけます。工事日については別途ご案内させていただきます。 変更後コースの新しいチャンネルをご視聴いただく際は、機械が信号を受信する必要がありますので、30分程新しいチャンネルに合わせてご視聴できるまでお待ちください。
---------------	--

初期契約解除制度の案内

本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。

1. 初期契約解除制度とは、本書面が到着後から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行なうことができる制度です。この効力は下記の書面を發した時生じます。

2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。

3. 当社の初期契約解除制度の説明が不実あるいは不十分であったり、交付書面に初期解除制度の記載が無かったことによって、お客様が工事完了から8日以内に契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

4. 本件についてのお問合せ先・書面送付先

〒930-0004

富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階

株式会社ケーブルテレビ富山

お客様相談窓口

(電話番号:0120-493-530)

☐	☐	☐	☐	☐	☐
富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階					
株式会社ケーブルテレビ富山 行					
〒930-0004					
富山市桜橋通り3-1					
富山電気ビル新館3階					
お客様相談窓口					
(電話番号:0120-493-530)					

契約書交付日 〇〇〇〇年〇月〇日

①販売店
②販売代理店
③電話番号
④電気通信役務名
⑤契約金額 〇〇〇円

右記契約を解除します。

電気通信事業者の連絡先

株式会社ケーブルテレビ富山

お客様相談窓口:0120-493-530

【電話受付時間】9:00~17:00

(上記時間以外・土曜・日曜・祝日・年末年始は時間外受付に転送)

ウェブページ: <https://ctt.ne.jp/>



年 月 日	内 容	お 金 入 金 額	お 金 出 金 額	残 高
07-04-17*		*4,767	77レイト 3月分	*841,406
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	12月分	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	2007年分	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 総計	*1,160,246
07-05-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インマ-ネル	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ"ンYC)	*2,013,822
07-05-26*	R6年度 給与金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
07-06-02		*3,880	トヤマシキ"カイヨムカ	*1,087,062
07-06-09*	4月分 給与金	*321,510		*765,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
07-06-23		*3,800	SMBC(シブ"ンYC)	*753,752
07-06-27		*6,600	CATV料	*747,152
07-06-27		*70,488	NS ミツビ"シABL	*676,664
07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700014-1			
		会派名	誠政気魄			
		議員名				
☐	調査研究費	会派承認欄				
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広報広聴費	R7.5. /				
☐	要請・陳情活動費	承認日				
☐	会議費	R7.5. /				
☐	資料作成費	特記事項				
☐	資料購入費	☐ 座振替 リース期間満了に伴い再リース(前記の作成日は起案日より前になっています) (期間 令和3年5月～令和7年4月)が終了し、再リース契約 令和7年5月26日～1年分をまとめて支払				
☐	人件費					
☒	事務費					
支出内容		ノートパソコン3台 カラー複合機1台 リース料金				
積算根拠		☒ 見積書等添付あり				
購入(依頼)予定業者		株式会社 瀬戸 代表取締役 瀬戸 博之 富山市八人町9-11 TEL:076-441-3111 FAX:076-439-5300			取引規定	
					☒ 抵触なし	
支出予定金額		70,488円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。) 令和4年4月1日より、会派の名称が『会派誠政』から『誠政気魄』に変更となりましたが、契約書は変更前で問題ないとのこと						

〒930-0005
富山県富山市
新桜町7-38

富山市議会誠政気魄

御中

0700014-1

1 / 2

0009174

〒261-7108
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
WBGマリブイースト棟8階
三菱HCBビジネスリース株式会社
資産管理部 満了担当
お問合せTEL 043-333-7200

リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さてこの度、現在ご利用いただいておりますリース契約が満了を迎えますが、リース期間満了後も引き続いて下記条件にてリース物件をご利用いただけますのでご案内申し上げます。
つきましては下記内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
リース物件の全部または一部について、再リースをご希望されない場合にはご回答期日までに、同封のリース終了通知書にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、リース終了のお申出がないときには、再リースの手続きをさせていただきます。再リース契約時には裏面記載の暴力団排除条項が適用されることを承諾するものとします。暴力団排除条項を承諾いただけない場合は、ご回答期日までにお申し出下さい。その場合は、再リース契約をお断りさせていただきますので、ご了承下さい。

敬具

記

<現在ご利用のリース契約>

契約番号		1052-7594-0600-01		リース期間		2024年05月26日～2025年05月25日	
***		-		再リース回数		01回	
物件番号	物件名		メーカー名		型式	台数	設置場所
001-00	デジタルカラー複合機		キヤノン		IR-ADVC3730F	1	富山県富山市新桜町7-38
002-00	ノートパソコン		NEC		LAVIE LV750/RAL	3	富山県富山市新桜町7-38

物件 全 2 件

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<再リースの条件> ※ 再リースは年1回のお支払いで1年間ご利用いただける制度です。

・再リースを希望され、特に契約内容に変更がない場合は手続きの必要はございません。

再リース期間	2025年05月26日より1年間	金融機関	北陸銀行
お支払日	2025年06月27日	お引落（お振込）口座	普通 6026***
再リース料（年額）	64,080 円	支店名	富山市役所出張所
消費税等	6,408 円	口座名義人	セイエイワグヒョウハシトマサオ
お支払額	70,488 円		

<リース契約終了の手続き>

①リース終了を希望される場合には、同封のリース終了通知書に必要事項を記入いただきご記名・ご捺印の上、下記回答期日までに弊社宛ご返送下さい。

②リース契約を終了された場合、リース物件を原状回復（コンピューター等のデータ消去を含む）の上弊社指定場所へご返還いただきます。

③リース物件はリース会社の所有物となりますので、無断で処分したり販売会社等に引き渡すことはできません。

④リース物件の返還に関わる費用（指定場所への運搬・原状回復の費用等）につきましてはお客様のご負担となります。

⑤リース物件返還のお手続きにつきましては、リース期間満了日前後に弊社又は弊社の委託業者（指定業者）よりご連絡をいたしますのでご確認ください。

※ご契約内容に変更がある場合やご不明点がございましたら、

まずは弊社ホームページのFAQをご確認ください。

<https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html>



〔備考欄〕

ご回答期日

2025年03月31日

反社会的勢力の排除に係る誓約書

当社は、個人であると法人であるとを問わず、三菱HCビジネスリース株式会社（以下、「貴社」という）に対し、以下の事項を誓約します。

- 第1条 本誓約書において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。
- 第2条 当社は、現時点および将来にわたって、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
- (1) 反社会的勢力であることまたは反社会的勢力であったこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること
 - (3) 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
 - (4) 暴力団ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと
- 第3条 当社は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを誓約します。
- (1) 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
 - (3) その他社会的に非難されるべき関係
- 第4条 当社は貴社に対して、次の各号のいずれの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前号に準ずる行為
- 第5条 当社は、自らがリース（再リース）契約（以下、「本契約」という）の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」という）が、第2条各号のいずれかに該当し、第3条各号のいずれかの関係を持ち、または前条各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを誓約します。
- 第6条 当社は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に必要な協力を行うことを誓約します。
- 第7条 当社が前5条の誓約のいずれかに反した場合、貴社が何らの催告を要しないで本契約を解除しても、当社は一切異議を述べないことを誓約します。
- 第8条 貴社が前条の規定により本契約を解除した場合には、当社に損害が生じても、貴社はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により貴社に損害が生じたときは、当社はその損害を賠償することを誓約します。

以上

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

作成日 : 2021/06/15
ページ : 3/ 2

0700014-1

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 2件

物件 1	物件名	デジタルカラー複合機	数量	1
	メーカー名	キヤノン	型式	IR-ADV C3730F
	物件設置場所	富山県富山市新桜町7-38		
物件 2	物件名	ノートパソコン	数量	3
	メーカー名	NEC	型式	LAVIE LV750/RAL
	物件設置場所	富山県富山市新桜町7-38		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

431121 06151 0004689
0002/0006 0010244



リース契約書

富山市議会会派誠政

区分

※リース申込みの内容及び日金・手数料等より算出の金額は、本リース会社より算出された金額とさせていただきます。リース期間中に発生したリース物件の修理・交換・廃棄等の費用は、リース物件のリース料に含まれており、別途請求することはありません。リース期間中に発生したリース物件の修理・交換・廃棄等の費用は、リース物件のリース料に含まれており、別途請求することはありません。

※リース申込みの内容及び日金・手数料等より算出の金額は、本リース会社より算出された金額とさせていただきます。リース期間中に発生したリース物件の修理・交換・廃棄等の費用は、リース物件のリース料に含まれており、別途請求することはありません。リース期間中に発生したリース物件の修理・交換・廃棄等の費用は、リース物件のリース料に含まれており、別途請求することはありません。

受付番号 0492105060007

契約番号 0000

No. 05070038-004

申込日 20 年 月 日

会社所在地 (営業所住所)	〒930-8510 富山市新桜町7番38号		代表 076 443-2154
会社名 (営業所名)	富山市議会 会派 誠政		
代表者名 (ご本人の自署)	フリガナ 橋本 雅雄 代表者 橋本 雅雄	代表者名 橋本 雅雄	(自署の方は個人印)

営業 内容	従業員 数	従業員 氏名	人
営業 年数	従業員 数	従業員 氏名	人
担当 窓口	担当者 氏名	担当者 氏名	人
年商	百万円 ()		

※個人事業者さま追加記入欄 (代表者の方の情報を記入ください。)			
生年月日	昭・平	年 月 日	男・女
自宅住所	〒		

お名前 (本人自署)	フリガナ 橋本 雅雄		
生年月日	年 月 日	自宅TEL	076-6276-2220
自宅住所	〒930-928 富山市富岡町		
勤務先名	富山市議会 会派 誠政	勤務先住所	〒930-8510 富山市新桜町7-38

金融機関名	北陸		
預金種目	①普通 2.当座	口座番号	6021308
口座名義人	フリガナ 橋本 雅雄 代表者 橋本 雅雄	代表者名	橋本 雅雄

口座振替 希望日	7日	27日
-------------	----	-----

①リース期間	36ヶ月	金額、リース期間月数を訂正した箇所には責任者の方の訂正印が必要です。
②月額リース料 (消費税等含む)	53400円	お支払方法 毎月指定の口座・振替日より自動引落 ※お支払方法については、事務手帳等の 添付により変更になる場合があります。
③月額リース料 (税込)	②月額リース料に消費税率を乗じた 金額(円未満切り捨て)を合算して ご請求させていただきます。	前払リース料 (消費税等含む)

納品・検収予定日	年 月 日
リース開始日/契約日	20 年 月 日

再リース料 (年額)	(月額リース料×12)×1/10に 消費税等を加算した合計額相当
お支払日	20 年 月 日 最終支払日よりさかのぼって充当

契約種別	☐ 新取・増設 ☐ レンタルアップ ☐ 満了・再リース入替
旧リース会社	☐ NBL ☐ その他

物件名	メーカー名	型式/機種番号	台数	NBL旧契約No.
① デジタルカラー複合機	キヤノン	IR-ADVC3730F	1台	
設置場所	〒 お客様提供の住居に隣り			
TEL	部署名			
物件名	メーカー名	型式/機種番号	台数	NBL旧契約No.
② ノートパソコン	NFC	LAVIE LV750/RAL	3台	
設置場所	〒			
TEL	部署名			
物件名	メーカー名	型式/機種番号	台数	NBL旧契約No.
③				
設置場所	〒			
TEL	部署名			
物件名	メーカー名	型式/機種番号	台数	NBL旧契約No.
④				
設置場所	〒			
TEL	部署名			

会社名	株式会社瀬戸	担当	日立キャピタルNBL株式会社 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号
TEL	076-441-3618	日立キャピタルNBL株式会社	北条宮崎 所 TEL 052-085 0292 FAX 052-352-2121

(3) 乙が加盟する国・人権・労働関係の名称、性

廣州南國公報社印

7/8

切り取り線

「個人情報取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」

经付器号 010-210306-0007

7/8

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700014-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐ 調査研究費	起案日		会派承認欄			
☐ 研修費	R7.6.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 広報広聴費	承認日					
☐ 要請・陳情活動費	R7.6.2					
☐ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.27	
☐ 資料作成費	起案日		支払完了報告			
☐ 資料購入費	R7.6.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 人件費	承認日					
☒ 事務費	R7.6.27					
特記事項						
口座振替 再リース						
支出内容	ノートパソコン3台 カラー複合機1台 リース料金 (R7.5/26より1年間)					
積算根拠	☒ 請求書添付あり					
購入(依頼)業者	株式会社 瀬戸 代表取締役 瀬戸 博之 富山市八人町9-11 TEL:076-441-3111 FAX:076-439-5300				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	70,488円 (内消費税 6,408円)					
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	70,488円 (内消費税 6,408円)					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください) 令和4年4月1日より、会派の名称が『会派誠政』から『誠政気魄』に変更となりましたが、契約書は変更前で問題ないとのこと						

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

作成日: 2025年01月15日

再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきますのでお知らせいたします。

本件をもって再リース料の請求書とさせていただきます。

なお、ご契約内容は右記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

【ご注意】

お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は右記指定金融機関より自動引落しとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

原契約が銀行振込のお客様は、右記指定口座へお支払日までにご送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

※ご不明点がございましたら、
弊社ホームページのFAQをご確認ください。<https://www.mitsubishi-lc-bl.co.jp/faq/index.html>〒261-7108
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
WBGマリンフイースト棟8階
三菱LCビジネスリース株式会社
登録番号 T4010001062159

<再リース契約の内容>

契約番号	1052-7594-0600-02	再リース回数	02回
***	-		
再リース期間	2025年05月26日より1年間	お支払日	2025年06月27日
再リース料(年額)	(10%対象)		64,080 円
消費税等	(10%対象)		6,408 円
お支払額			70,488 円
物件番号	001-00	全 2 件(代表物件のみ表示しております)	
物件名	デジタルカラー複合機		
メーカー名	キヤノン		
型式	IR-ADVC3730F	台数	1
設置場所	富山県富山市新桜町7-38		

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<お支払方法>

お支払日	2025年06月27日	お支払額	70,488 円
金融機関	北陸銀行		
支店名	富山市役所出張所		
お引落(お振込)口座	普通 6026***		
口座名義人	セーイキョク ケーパル マネージメント		



年 月 日	振 込	振 込 金 額	振 込 金 種 別	振 込 金 目 録
07-04-17*		*4,767	タレレ 3月分	*841,408
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		070001* *2,559	入タ-ネット	*1,246,112
07-04-22*		070002* *4,457	コロンポシ	*1,241,655
07-04-23*		070003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,246
07-05-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		070004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分入タ-ネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シツフ"ンYC	*2,013,822
07-05-26*	ト6年度 金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
07-06-02		*3,880	トマシキ"カイヨムカ	*1,087,062
07-06-09*	4月* 金返金	*321,510		*765,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
07-06-23		*3,800	SMBC(シツフ"ンYC	*753,752
07-06-27		*6,600	CATVトマ	*747,152
07-06-27		*70,488	NS ミツル"シHBL	*676,664
07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846

政務活動費《事前》審査書		整理番号	0700015-1		
次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	
☐	広報広聴費	R7.6.6			
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.6.6			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費				
☒	人件費				
☐	事務費				
支出内容	令和7年度 労働保険概算払い(令和7年4月～令和8年3月)				
積算根拠	☒ 見積書等添付あり				
購入(依頼)予定業者	930-8509 富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎 富山労働保険特別会計歳入徴収官		取引規定		
			☒ 抵触なし		
支出予定金額	36,613円				
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

字体: 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9

事業主控

08 E 0005819
EA116B0011637\$
47A116B0005819#

年 月 日

0700015-1

0700015-2

下記のとおり申告します。

①労働者番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
16101015035-000					

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
01	111	9416	93

あて先 〒 930-8509

富山市
神通本町1丁目5番5号6-6
富山労働総合庁舎

富山労働局

a62268nm

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定 保険 料 算 定 内 訳	7. 15	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで										
		労保額料・一般拠出金算定基礎額					労災額料・一般拠出金額(要・令)					
	労働保険料					1927	18.50					35649
	労災保険分					1927	3.00					5781
	雇用保険分					1927	15.50					29868
	一般拠出金					1927	0.02					38

概算 増加 概算 保険料 算定 内訳	① 区 分	算定期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		⑫ 保険料算定基礎額の見込額						⑬ 保険料率		⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	労働保険料	(イ)	千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	(イ)	1000分の	(イ)	千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十

③事業主の郵便番号(変更のある場合記入)	④事業主の電話番号(変更のある場合記入)	⑤延納の申請 納付回数
		1

⑧⑩⑫⑭⑯⑰⑱の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑮申告済概算保険料額	35,649	⑮申告済概算保険料額	
⑯増加概算保険料額		⑯増加概算保険料額	

⑰期別納付額	36575	⑰期別納付額	36613
⑱事業又は作業の種類	政務活動費に関する事務	⑲事業又は作業の種類	

⑳加入している労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	㉑特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない
㉒所在地	富山市新桜町7-38	㉓氏名	代表 橋本雅雄

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(令和6年4月1日施行)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	食塩鉱業、非食塩鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、中水道等施設事業	34
	32	道路橋設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道橋設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	36	既設建築物設備工事業	12
	37	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	38	その他の建設事業	15
製造業	41	食品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	43	木材又は木製品製造業	13
	44	パルプ又は紙製造業	7
	45	印刷又は製本業	3.5
	46	化学工業	4.5
	47	ガラス又はセメント製造業	6
	48	コンクリート製造業	13
	49	陶磁器製品製造業	17
	50	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	51	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	52	非鉄金属精錬業	7
	53	金属材料製品製造業（非金属材料を除く。）	5
	54	非金属材料製品製造業（非金属材料を除く。）	16
	55	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9
	56	洋食器、刀物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5
	57	めっき業	6.5
	58	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	59	電気機械器具製造業	3
	60	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	61	船舶製造又は修理業	23
	62	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	63	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	64	その他の製造業	6
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	96	債権、火災又はと畜の事業	13
	97	ビルメンテナンス業	6
	98	倉庫業、警備業、消毒又は害虫防除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	99	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	01	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	02	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	03	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	42

令和7年度労働保険概算

年間賃金 2,090,400円(千円未満切捨で計算)

雇用保険	事業主負担	9/1000
	労働者負担	5.5/1000
労災保険	事業主負担	3/1000
		17.5/1000
2090	$\times 17.5$	36,575円
一般拠出金	前年度の給付総額 1927×0.02	38円
合計		36,613円

労働者負担分は毎月口座に貯めて置き、年度末に政務活動費の口座に戻入する

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号 0600024-2

会派名 誠政気魄

議員名

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R6.6.28	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R 6.6.28			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R6.7./		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R6.7./	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R6.7./			

特記事項

支出内容

令和6年度 労働保険概算払い(令和6年4月～令和7年3月)

積算根拠

☒見積書等添付あり

別紙添付

購入(依頼)業者

930-8509
富山市神通本町1丁目5-5
富山労働総合庁舎
富山労働保険特別会計歳入徴収官

取引規定

☒抵触なし

請求金額

35,687円

振込手数料

金融機関名

政務活動費支出額

35,687円

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

令和6年度労働保険概算

年間賃金 1, 9 2 7, 0 0 0 円(千円未満切捨)

雇用保険	事業主負担 9.5/1000	$1,927 \times 9.5$	18,306円
	労働者負担 6/1000	$1,927 \times 6$	11,562円
労災保険	事業主負担 3/1000	$1,927 \times 3$	5,781
労働保険合計			35,649円
一般拠出金		$1,927 \times 0.02$	38円

令和6年度概算合計 35,687円

労働者負担分は毎月雇用保険口座に貯めておき、

年度末に政務活動費の口座に返戻する

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱 役 序 名

富山労働局

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
管 理

6118

※ 令和

06

年度

労働
保険
番号

161010101035-0000

基 幹 番 号

0115035-0000

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
管 理

6118

※ 令和

06

年度

※ 会社 役 序 番号 (元号: 令和は0)

01-01035-0000

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
管 理

6118

※ 令和

06

年度

※ 会社 役 序 番号 (元号: 令和は0)

01-01035-0000

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
管 理

6118

※ 令和

06

年度

納付の目的

1. 令和

6

1

期

※ 会社 役 序 番号 (元号: 令和は0)

01-01035-0000

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
管 理

6118

※ 令和

06

年度

納付の場所

日本銀行(本行・支店・代理店又は成人(代理店)、前掲労働局、所轄労働基準監督署

EA11680011694\$4211680005847#

16101015035-000 0005847

代表 橋本雅雄

満蔵気候

(店名) 富山市議定

〒930-8510 富山市

新保町

7-38

※ 会社 役 序 番号 (元号: 令和は0)

01-01035-0000

※ 取扱 役 序 番号

00075362

※ 領収 役 序 番号

00075362

労働保険
特別会計

0847

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700015-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.6. 27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6. 27				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6. 27
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.6. 27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.6. 27				
特 記 事 項						
支出内容		令和7年度 労働保険概算払い(令和7年4月～令和8年3月)				
積算根拠		☒ 見積書等添付あり				
購入(依頼)業者		930-8509 富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎 富山労働保険特別会計歳入徴収官			取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		36,613円				
振込手数料				金融機関名		
政務活動費支出額		36,613円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						



年 月 日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	おし引き残高
07-04-17*		*4,767	7月レイト 3月分	*841,408
2 07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,737
3 07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
4 07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
5 07-04-21	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
6 07-04-22*		0700001* *2,559	入金-ネット	*1,246,112
7 07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
8 07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給付	*1,160,246
9 07-05-20	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
10 07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
11 07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
12 07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ"ンYC	*2,013,822
13 07-05-26*	R6年度税金返金	*798,671		*1,215,151
14 07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
15 07-06-02		*3,880	トヤマシブ"ン	*1,087,062
16 07-06-09*	4月*税金返金	*321,510		*765,552
17 07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
18 07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
19 07-06-23		*3,800	SMBC(シブ"ンYC	*753,752
20 07-06-27		*6,600	CATVトヤマ	*747,152
21 07-06-27		*70,488	NS ミツビ"シHBL	*676,664
22 07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
23 07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846
24				

(15)

※この表は、お支払い金額と、お預かり金額と、おし引き残高と、を
お示ししています。お支払い金額と、お預かり金額と、おし引き残高と、は、
お支払い金額と、お預かり金額と、おし引き残高と、を、お示ししています。

トヤマシキ"カイヨムカ
トヤマシブ"ン
トヤマシブ"ン

様式 15

政務活動費支出額変更 兼 戻入伝票				整理番号	0700015-3	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.6.27	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.27				
☐	会 議 費	戻入件数	1	戻入日(口座振込完了日)	R7.6.27	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日	戻 入 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.6.27	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.6.27				
特 記 事 項						
戻入内容 令和7年度労働保険料を概算払いした内、富山市議会選挙期間である4月分を議員が負担するもの						
積算根拠 年間賃金 2,090(千円) 事業主負担分の雇用保険料 9/1000 18,810円 労災保険料 事業主負担 3/1000 6,270円 一般拠出金 38円 計 25,118円 ÷ 14 (12か月＋賞与月2か月) 1,795円 小数点以下切り上げ						
政務活動費支出額 変更状況		変更前		→	変更後	
		36,613円			34,818円	
政務活動費戻入額		1,795円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700015-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.6. 27	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.6. 27			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.6. 27		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.6. 27	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R7.6. 27			

特記事項

支出内容	令和7年度 労働保険概算払い(令和7年4月～令和8年3月)		
積算根拠	☑見積書等添付あり		
購入(依頼)業者	930-8509 富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎 富山労働保険特別会計歳入徴収官	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	36,613円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	36,613円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

富山労働局

※取扱庁番号

00075362

徴収勘定 保険料収入及び
一般提出金収入労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和 07 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基 幹 番 号					枝 番 号			※CD	※証券受領				
16101015035	1	6	1	0	1	5	0	3	5	-	0	0	0	1	全部	一部

申会計年度(元号:令和は9) 田根年度(元号:令和は9)

元号 9 年度 7 元号 9 年度 7

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

納付の目的 1. 令和 2. 令和	※収納区分 6 2	※税決 区分	※内証券受領 円
7 年度 1 期 6 年度	(住所) 〒930-8510 富山市 新保町 7-88 (氏名) 富山市議会 議政気鋭 代表 橋本雅雄 16101015035-000 0005819 股 00400 1659010000029490 755893 収納機関番号 納付番号 確認番号		

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は成人代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 訳	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
労働保険料	¥ 36575
一般提出金	¥ 38
納付額 (合計額)	¥ 36613
あて先 〒930-8509 富山市 神通本町1丁目5番6号 富山労働総合庁舎 富山労働局 労働保険特別会計歳入徴収官	上記の合計額を領収しました。 領収日付等 出納 7. 6. 27 北陸・富山労働局 2-3 (納付者渡し)



日 付	内 容	振 込 金 額	お 預 け の 金 額	連 続 引 き 換 額
07-04-17*		*4,767	97レット 3月分	*841,408
07-04-17*		*2,671	NIT 3月分	*838,737
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,672
07-04-18*		*1	普通預金	*798,671
07-04-21	振込	トマシキ"カイヨムカ	*450,000	*1,248,671
07-04-22*		0700001* *2,559	インターネット	*1,246,112
07-04-22*		0700002* *4,457	コンビニ	*1,241,655
07-04-23*		0700003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,246
07-05-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*900,000	*2,060,246
07-05-22*		0700004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ"ンYC	*2,013,822
07-05-26*	R6年度 税金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
07-06-02		*3,880	トマシキ"ン	*1,087,062
07-06-09*	4月*税金 返金	*321,510		*765,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
07-06-23		*3,800	SMBC(シブ"ンYC	*753,752
07-06-27		*6,600	CATVトマ	*747,152
07-06-27		*70,488	NS ミツビシHBL	*676,664
07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846
24				

※この振込は、お預けの金額に、お振込みの金額を加算した金額で振込を行います。
 ※お振込みの金額は、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額で振込を行います。
 ※お振込みの金額は、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額で振込を行います。

お振込みの金額は、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額で振込を行います。
 お振込みの金額は、お振込みの金額に、お振込みの金額を加算した金額で振込を行います。

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700011-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調査研究費	会派承認欄			
☐	研修費	起案日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広報広聴費	R7.5.1			
☐	要請・陳情活動費	承認日			
☐	会議費	R7.5. /			
☐	資料作成費	特記事項			
☐	資料購入費	5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。			
☒	人件費				
☐	事務費				
支出内容		会派事務員社会保険料(令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 別紙計算書添付			
購入(依頼)予定業者		富山市牛島新町7-1 富山年金事務所		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		569,292円 (288,079円) (会派負担分)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

著作権法により
公開できません

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	63,000	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	73,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	83,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	93,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	18,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	103,000	103,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	107,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	114,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	122,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	130,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	138,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	146,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	155,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	165,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	175,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	185,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	195,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	210,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	230,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	250,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	270,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	290,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	310,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	330,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	350,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	370,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	395,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	425,000	425,000	39,565.0	19,782.5	48,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	455,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	485,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	515,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	545,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	575,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	605,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	635,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	665,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	695,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	730,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	770,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	810,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	855,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	905,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	955,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	1,005,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,055,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,115,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,175,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,235,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,295,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,355,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000	1,355,000	134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年1月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合には年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

（印）

富山県 富山市 新桜町 7-38 富山市議会
会派控室
誠政気魄

橋本 雅雄

様

202301647115563 00001

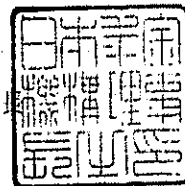
健康保険 厚生年金保険 任意適用事業所 認可通知書

事業所整理記号/事業所番号	01-せきる	15027
事業所名称	誠政気魄	
事業所所在地	930-0005 富山県 富山市 新桜町 7-38 富山市議会会派控室	
事業所電話番号	076-443-2154	
事業主氏名	橋本 雅雄	
認可年月日	令和 6 年 1 月 17 日	

上記のとおり適用することが決定されたので通知します。

令和 6 年 1 月 25 日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)



この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、文書により日本年金機構に審査請求をすることができます。



030-0503

富山市 新桜町 7-38
富山市議会会派控室

誠政気調

橋本 雅雄

様

202301647114081 00001

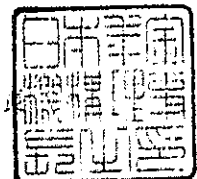
適用通知書

事業所整理記号/事業所番号	01-せきる	15027
事業所名称	誠政気調	
事業所所在地	930-0005 富山市 新桜町 7-38 富山市議会会派控室	
事業所電話番号	076-443-2154	
事業主氏名	橋本 雅雄	
事業主住所	930-0928 富山県 富山市 富岡町 625-2	
管掌区分	協会管掌	
適用区分	任意適用事業所	
業態分類(業態区分)	政治・経済・文化団体(個人) (90)	
昇給/賞与予定月	昇給: 月 月 月 月	賞与: 07月 12月 月 月
昇定/賞与雇用紙作成	昇定: 必要	賞与: 必要
組合略称		
基金名称(基金番号)		
社会保険労務士コード		
個人・法人等区分	個人事業所	
番号(番号区分)		
本店・支店区分/内・外国区分		
適用年月日	令和 6 年 1 月 17 日	

上記のとおり適用することが決定されたので通知します。

令和 6 年 1 月 25 日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)



政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700004*-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.5. 22	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.5. 22			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.5. 22		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.5. 22	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R7.5. 22			

特記事項

支出内容	会派事務員社会保険料 令和7年4月分		
積算根拠	☑見積書等添付あり 健康保険料 介護保険料 厚生年金保険料 こども子育て拠出金 月計	会派負担分 6,466 1,065 12,261 482 20,274	本人負担分 6,465 1,065 12,261 19,791
購入(依頼)業者	富山市牛島新町7-1 富山年金事務所	取引規定 ☑抵触なし	
請求金額	40,065円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	40,065円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書、証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

[illegible]

この納入品用者（給付者）はPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して給付することができます。

雇用契約書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

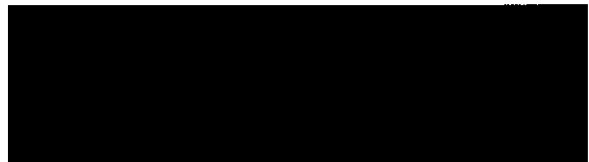
代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



社会保険料令和7年5月～令和8年3月 見積額

8月までは今までの標準報酬月額で計算(134,000円)					会派負担分
基本給 144,000円	会派負担	事務員負担	計	料率	
健康保険料	6,466	6,465	12,931	9.65	
介護保険料	1,065	1,065	2,130	1.59	
厚生年金	12,261	12,261	24,522	18.30	
子ども子育て拠出金	482		482	0.36	令和7年5月～8月
	20,274	19,791	40,065		81,096
基本給 144,000円 9月～は標準報酬142,000円で計算					
健康保険料	6,852	6,851	13,703	9.65	
介護保険料	1,129	1,129	2,258	1.59	
厚生年金	12,993	12,993	25,986	18.30	
子ども子育て拠出金	511		511	0.36	令和7年9月～令和8年3月
	21,485	20,973	42,458		150,395
賞与年2回 187,200円 1000円未満切捨187,000で計算					
健康保険料	9,023	9,023	18,046	9.65	
介護保険料	1,487	1,486	2,973	1.59	
厚生年金	17,111	17,110	34,221	18.30	
子ども子育て拠出金	673		673	0.36	
	28,294	27,619	55,913		56,588
					合計288,079円

79164

146811

55238

281213

160.260

297206

111.826

569.292

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700011-2																			
				会派名	誠政気魄																			
				議員名																				
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄																				
☐	研 修 費	R7.6.20		代表者	経理責任者	申請者(議員)																		
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日																						
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.6.20																						
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.6.30																		
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告																				
☐	資 料 購 入 費	R7.6.30		代表者	経理責任者	申請者(議員)																		
☒	人 件 費	承 認 日																						
☐	事 務 費	R7.6.30																						
特 記 事 項																								
〈定期的支払〉口座振替 翌月末 初回政務活動費事前審査(0700011-1) 5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。																								
支出内容	会派事務員社会保険料 令和7年5月分																							
積算根拠	<table border="0"> <tr> <td>☒見積書等添付あり</td> <td>会派負担</td> <td>本人負担</td> </tr> <tr> <td>健康保険料</td> <td>6,466</td> <td>6,465</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>1,065</td> <td>1,065</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td>12,261</td> <td>12,261</td> </tr> <tr> <td>こども子育て拠出金</td> <td>482</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月計</td> <td>20,274</td> <td>19,791</td> </tr> </table>						☒ 見積書等添付あり	会派負担	本人負担	健康保険料	6,466	6,465	介護保険料	1,065	1,065	厚生年金保険料	12,261	12,261	こども子育て拠出金	482		月計	20,274	19,791
☒ 見積書等添付あり	会派負担	本人負担																						
健康保険料	6,466	6,465																						
介護保険料	1,065	1,065																						
厚生年金保険料	12,261	12,261																						
こども子育て拠出金	482																							
月計	20,274	19,791																						
購入(依頼)業者	富山市牛島新町7-1 富山年金事務所				取引規定																			
					☒ 抵触なし																			
請求金額	40,065円																							
振込手数料				金融機関名																				
政務活動費支出額	40,065円																							
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)																								

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

富山労働局

※取扱庁番号

00075362

徴収勘定 保険料取入及び

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和 07 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管	管轄	番号	番号	※CD	※証券受領
16101015035	1	6	1	0	1	0	1
5	1	0	0	0	0	0	0

※会計年度(元号:令和は9)

9-7

※税定年度(元号:令和は9)

9-7

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

納付の目的	※収納区分	※認決区分	※内証券受領
1. 令和 7 年度 1 期 (金庫又は1期)	62		円
2. 令和 6 年度 確定			
(住所) 〒930-8510 富山市 新桜町 7-38			
(氏名) 富山市議会 誠政気雄 代表 橋本雅雄			
16101015035-000 0005819 股 E			
00400 1659010000029490 755893		0005819	
収指換算番号		納付番号	

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 訳	労働 保険料	十 位 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 3 6 5 7 5
一 般 拠出金	十 位 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 3 8	
納 付 額 (合計額)	十 位 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 3 6 6 1 3	
あて先 〒 930-8509 富山市 神通水町1丁目5番6号 富山労働総合庁舎		上記の合計額を領収しました。	
富山労働局		領 収 目 付 等	
労働保険特別会計歳入徴収官			

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

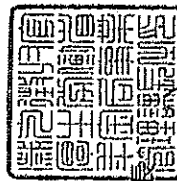
下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録番号	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 5 月	納付期限	令和 7 年 6 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て給付金	
15,061	24,522	482	
合 計	額		¥40,065 円

年 月 日	年 月 日	領収日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て給付金
*****	*****	*****
合 計	額	***** 円

令和 7 年 6 月 19 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構 富山 年金事務所)

930-0005 富山市 新校町

7-38 富山市議会会派控室

誠政気候

02/02 14127370

(裏面へつづく)



年月日	摘要	お支払い金額	お預け金額	繰り引き残高
07-04-17*	振込	*4,767	タレット 3月分	*841,40
07-04-17*		*2,671	NTT 3月分	*838,73
07-04-18*		*40,065	社会保険料	*798,67
07-04-18*		*1	普通預金	*798,67
07-04-21	振込	トヤマシキ"カイショムカ	*450,000	*1,248,67
07-04-22*		070001* *2,559	インターネット	*1,246,11
07-04-22*		070002* *4,457	ココロ	*1,241,65
07-04-23*		070003* *81,409	普通預金 給料	*1,160,24
07-05-20	振込	トヤマシキ"カイショムカ	*900,000	*2,060,24
07-05-22*		070004* *40,065	4月分社会保険料	*2,020,181
07-05-22*		*2,559	5月分インターネット	*2,017,622
07-05-23		ヨミウリ *3,800	SMBC(シブ"ンYC)	*2,013,822
07-05-26*	R6年度税金返金	*798,671		*1,215,151
07-05-30*	自動機	*124,209		*1,090,942
07-06-02		*3,880	トヤマシキ"ン	*1,087,062
07-06-09*	4月*残 返金	*321,510		*765,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*761,552
07-06-12*	自動機	*4,000		*757,552
07-06-23		*3,800	SMBC(シブ"ンYC)	*753,752
07-06-27		*6,600	CATVトヤマ	*747,152
07-06-27		*70,488	NS ミツエ"シHBL	*676,664
07-06-27*	自動機	*36,613		*640,051
07-06-27*	自動機		*1,795	*641,846
07-06-30	社会保険	*40,065		*601,781

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700017-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒ 調査研究費	起案日			会派承認欄			
☒ 研修費	R7.6. /0			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	承認日						
☒ 要請・陳情活動費	R7.6. /0						
☒ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.6. 30			
☐ 資料作成費	起案日			支払完了報告			
☐ 資料購入費	R7.6. 30			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 人件費	承認日						
☐ 事務費	R7.6. 30						
特記事項							
5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。 初回政務活動費事前審査0700008-1							
支出内容	令和7年会派事務員給料 6月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間						
積算根拠	☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,465円 介護保険料 1,065円 健康保険計 7,530円 厚生年金 12,261円 計 19,791円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 円						
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員					取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額	124,209円						
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額	124,209円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式1.4の貼付用紙に貼ってください)							

振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料19,791円 内訳健康保険料7,530円(保険料6,465円 介護保険料1,065円)
厚生年金12,261円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年6月30日

経理責任者

谷口 寿一



印

氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

雇用契約書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7年 5月 1日から令和 8年 3月31日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

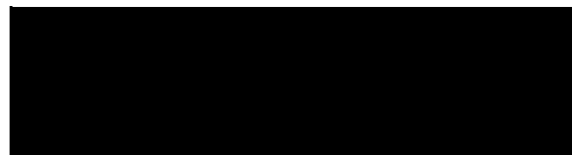
代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



著作権法により
公開できません

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用

・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,787.2	4,393.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

会派事務員 雇用保険用口座



3

年 月 日	備 考	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-04-23*	自動機		*726	*726
2 07-05-30*	自動機		*792	*1,518
3 07-06-30*	自動機		*792	*2,310
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。

②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン 〇〇-〇〇

トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
お支払いできる期限は、所定の
不渡返還期限経過後となります。



3

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

[illegible]

Sカード

前半

氏名

所属 誠政気 総 R7年6月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
2日	8:37	18:01					
3日	8:31	18:00					
4日	8:37	18:00					
5日	8:35	18:00					
6日	8:37	18:00					
9日	8:33	18:01					
10日	8:34	18:00					
11日	8:46	18:00					
12日	8:29	18:00					
13日	8:35	18:00					
16日	8:38	18:01					

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業

テ→徹夜 ト→直行 イ→直帰 ◆→打直し

★マークは機番によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認				

★マークは機番によって印字されるものが限定されます。
 ★タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

http://www.max-ltd.co.jp/op/

本機番の仕様 取扱いに関するお問い合わせは

フリーダイヤル 0120-610-200

マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気 総 R7年6月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
17日	8:38	18:01					
18日	8:38	18:00					
19日	8:35	18:00					
20日	8:38	18:00					
23日	8:35	18:00					
24日		18:01					
25日	8:41	18:00					
26日	8:33	18:02					
27日	8:36	18:00					
30日	8:33	18:00					

従業員番号	21	三	田	正	三	田	正	三	田	正
従業員氏名		三	田	正	三	田	正	三	田	正
会社		三	田	正	三	田	正	三	田	正
部門	三	田	正	三	田	正	三	田	正	三

品名 ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT

6/24



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-06-30*	自動機	*81,230		*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209		*396,342

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※お支払いは、お振込みまたは現金でお支払いください。
 ※お振込みの場合は、お振込み先は、お振込み先口座にしてください。
 ※お振込みの際は、お振込み先口座の口座番号と、お振込み先口座の口座名義を必ずお振込みください。

お振込み先口座
 口座番号：00000000000000000000
 口座名義：00000000000000000000

Sカード

前半

氏名

所属 誠政気魄 R7年6月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
2日	8:39	16:01					
3日	8:31	16:00					
4日	8:37	16:00					
5日	8:35	16:00					
6日	8:37	16:00					
7日							
8日	8:38	16:01					
10日	8:34	16:00					
11日	8:45	16:00					
12日	8:29	16:00					
13日	8:35	16:00					
14日							
15日	8:38	16:01					

ハ→早出 テ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ！→直行 ↑→直帰 ◆→引直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認印				
-----	--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本製品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-510-200 マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 R7年6月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
17日	8:35	16:00					
18日	8:36	16:00					
19日	8:32	16:00					
20日	8:38	16:00					
21日							
22日	8:35	16:00					
23日							
24日		16:01					
25日	8:41	16:00					
26日	8:33	16:00					
27日	8:36	16:00					
28日							
29日							
30日	8:35	16:00					

1	2	3	4	5

就業日数	21	3	休日出勤		マ勤	0
就業時間	+	外出時間	-	休前	0	
早退	+	残業	-	深夜	+	
遅刻	0	早退	0	外出	0	

品名:ER-Sカード

MAX CO.,LTD.

PAT.

6/24

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700018-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐ 調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐ 研 修 費	R7.7.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7.2					
☐ 会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7.2	
☐ 資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☒ 資 料 購 入 費	R7.7.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 人 件 費	承 認 日					
☐ 事 務 費	R7.7.2					
特 記 事 項						
<定期的支払>口座振替 初回政務活動費事前審査0700006-1						
支出内容	富山新聞年間購読料 R7年6月分					
積算根拠	☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者	富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸			取引規定		
				☒ 抵触なし		
請求金額	3,880円					
振込手数料			金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額	3,880円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

備考 お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。

● 金沢市に於ける「金沢市立第一中学校」の校舎は、明治三十二年（一九一九年）に竣工した。この校舎は、金沢市立第一中学校の校舎として、明治三十二年（一九一九年）に竣工した。この校舎は、金沢市立第一中学校の校舎として、明治三十二年（一九一九年）に竣工した。

1990年12月1日

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700009-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5.1			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5.1			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐	資 料 購 入 費	事務局より聞き取り			
☐	人 件 費				
☒	事 務 費				
支出内容		タブレット端末通信料 議員負担分 (令和7年5月～令和8年3月分)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 参考に令和7年3月分写しを添付			
購入(依頼) 予定業者		富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		(支払は使用実績に応じて変動)			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

写

【請求内訳】

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1, 5 8 9円
橋本 雅雄	1, 5 8 9円
谷口 寿一	1, 5 8 9円
合計	4, 7 6 7円

写

議 庶 第 1 2 4 号
令和 7 年 4 月 1 7 日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、3月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いくださいますようお願いいたします。

記

1. 請求額

誠政気魄

金 4, 7 6 7 円

2. 支払期日

令和 7 年 4 月 2 3 日（水）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係
電話 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 5 7

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号 0700009-2

会派名 誠政気魄

議員名

☒	調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.7.8	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日			
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7.8			
☒	会 議 費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.7.8		
☐	資 料 作 成 費	起 案 日	支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.7.8	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日			
☒	事 務 費	R7.7.8			

特記事項

納付書にて支払い
初回政務活動費事前審査(0700009-1)

支出内容	タブレット通信料 議員負担分 5月分		
積算根拠	☒ 請求書等添付あり 請求内訳添付		
購入(依頼)業者	富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局	取引規定	
		☒ 抵触なし	
請求金額	4,767円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	4,767円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

議 庶 第 7 6 3 号

令和 7 年 7 月 2 日

誠政気魄

会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、5月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いただきますようお願いいたします。

記

1. 請求額

誠政気魄

金 4, 7 6 7 円

2. 支払期日

令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係

電話 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 5 7

5月分タブレット端末通信料 請求内訳

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1,589円
橋本 雅雄	1,589円
谷口 寿一	1,589円
合計	4,767円

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

富山市 納入通知書兼領収証書

〒930-8510

富山県富山市新桜町7番38号

誠政気魄 会長 橋本 雅雄

様

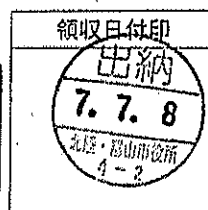
納付番号	4104 - 001009712 - 00000000	金額	4,767 円
納付科目	その他の雑入 (01-1-20-06-03-99-00) 00015940		
年度	07	主管課名	議会事務局庶務課
納付期限	令和 7年 7月18日		
納付内容	タブレット端末通信料 (誠政気魄・5月分)		

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納入してください。

令和 7年 7月 2日

富山市長 藤井 裕久



収入印紙不要

納付者保管



年 月 日	商 品	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口様 破損費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トマソンマン	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767		*387,695

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

お支払い金額は、お預かり金額から差し引き残高を計算した金額です。
 お支払い金額は、お預かり金額から差し引き残高を計算した金額です。

お支払い金額は、お預かり金額から差し引き残高を計算した金額です。
 お支払い金額は、お預かり金額から差し引き残高を計算した金額です。

政務活動費《事前》審査書		整理番号	0700010-1	
次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		会派名	誠政気魄	
		議員名		
☐ 調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐ 研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☐ 広 報 広 聴 費	R7.5.1			
☐ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐ 会 議 費	R7.5 /			
☐ 資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐ 資 料 購 入 費	口座振替			
☐ 人 件 費				
☒ 事 務 費				
支出内容	会派控室コピー機カウンターチャージ料 R7年6月分～R8年3月まで 自動更新			
積算根拠	☒ 見積書等添付あり			
購入(依頼) 予定業者	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2 キャノンマーケティングジャパン株式会社 契約情報センター 0120-658-901		取引規定	
			☒ 抵触なし	
支出予定金額	金額は使用実績に応じ変動			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)				

キヤノン保守サービス契約確認書

下記内容にて契約をお受けいたします。

発行日 2021年05月26日
契約NO R210223275
SEQ K001 (1 / 3)

ご契約者(甲)	
住所	富山県富山市新桜町7-38
契約者名	富山市議会派 誠政会長 橋本 雅雄
契約の種別	メンテナンスギャランティ (MFP) (トナー込)
開始日	2021年05月11日 期間 12ヶ月 自動更新 適用 一律控除適用 切捨て
請求先名称	富山市議会派 誠政
請求先住所	富山県富山市新桜町7-38
電話番号	076-443-2154
様	自動振替 カウンター数値確認月の翌月 23日支払
対象機器	IR-ADV3730F
機番	33G12263
サービスの実施店	株式会社瀬戸
設置先名称	富山市議会派 誠政
設置先住所	富山県富山市新桜町7-38
料金内容 (カウンター料金は1カウント当り)	
開始カウンター値	102
カウンター控除率	1.00%
カウンター数値確認日	毎月10日
ネットアイサーサービス実施に同意	する
電話番号	076-443-2154

1. カラーコピー		2. カラープリント		3. ブラック	
1~	以上 12.00円	1~	以上 12.00円	1~	以上 2.00円

対象付属機器・MEAP・付帯サービス等	機番	料金 (月額)	対象本体機番
特約事項			

(乙)
東京都港区港南2-16-6
キヤノンマーケティングジャパン株式会社
代表取締役社長 足立 正規

印紙税 申告済
付につき 乏
役所 承認済

第22条 (有効期間)

本契約の有効期間は締結書面に記載のものとします。ただし、期間満了の60日前までに甲または乙から文書による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件で12ヶ月間更新されるものとします。

2) 本契約の有効期間中に機体の故障、下取り処分その他乙の責によらずの事由の場合、本契約は、前項の定めにかかわらず、その時点で終了するものとします。

第23条 (中途解約)

甲および乙は、相手方に対して60日以上前までに文書をもって通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。

2) 甲は、本契約の有効期間中において、メンテナンスギヤランテン以外の所定保守サービス方式への変更を希望する場合、前項の定めにかかわらず、乙に対して30日以上前までに文書をもって通知することが本契約を中途解約し、当該保守サービス方式への変更を行なうことができるものとします。この場合、甲は、乙所定の契約変更手数料を乙に支払うものとします。

3) 締結書面に「対象機器部品供給制限」の記載がある場合、記載日の翌日以後、本契約の有効期間内であっても、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

4) 部品供給制限超過、部品供給が滞りとなり、保守サービス等の提供が不可能となった場合、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

第24条 (反社会的勢力との取引等の禁止)

甲および乙は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含む)がこれに限らず、また団体、個人を問わずに該当しないことをここに表明するものとします。また、当該関係者と取引し、または取引しないことを約束するものとします。

2) 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、甲の催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第25条 (故障カウンタータン数値の確認)

甲は、本契約が終了した場合、乙の行なうカウンタータン数値の最終確認に異議なく協力するものとします。甲の責に帰すべき事由により乙がその最終確認を怠った場合、甲は、乙所定の計算方法により算出された金額を最終確認のMG料金として直ちに乙に支払うものとします。

第26条 (特約事項)

締結書面に記載された特約事項は、本契約の一部として適用されます。ただし、特約事項と本契約の他の条項が相反する場合は、特約事項が優先して適用されるものとします。

第27条 (合意書(保証書))

本契約または本契約に関する訴訟については、訴訟に際して乙の本居所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専断的管轄場所とします。

第28条 (他 項)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとします。

付属機器・MEAPに関する特約事項

締結書面に機体の付属機器・MEAP (以下「付属機器・MEAP」という)が記載されている場合には、本契約のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (注 意)

本特約事項において、次の各号に定める用語は、それぞれ該各号に定める意味を有するものとします。

① 「付属機器」とは機体に物理的・論理的に接続される本機とは異なる機体をいいます。

② 「MEAP」とは機体に対して任意の拡張機能を目的にインストールされるアプリケーションプログラムをいいます。

第2条 (付属機器の保守)

乙は、付属機器についても保守サービスを甲に提供するものとし、これを伴い、本契約に記載される「機体」の文書には付属機器を含むものとして本契約を解釈し、これを適用するものとします。

第3条 (MEAPの保守)

乙は、MEAPについて次の各号に定める保守サービスを甲に提供するものとします。

① 本契約第2条の提供に伴い、必要となるMEAP機体拡張の還元作業

② ①の提供を目的とする修復プログラムの適用作業

③ 機体部品の損傷・MEAPに「MEAP受入専用」が記載されている場合、甲は乙が開設する専用電話サポート窓口、MEAPまたは対象機体に関する作業の問合せ、保守受入時の通報連絡が可能なものとします。尚、専用電話サポート窓口の連絡先および対応時間は、後日、乙より連絡するものとします。

第4条 (特定部品の交換)

付属機器の機体のうち乙が別記する特定部品について、乙またはサービス支援センターからの要請に基づきその交換を行なう場合、乙またはサービス支援センターは、MG料金とは別にその特定部品代金を甲に請求するものとします。

第5条 (MG料金の加算)

本特約事項が適用される場合のMG料金は、本契約に基づき算出される金額に締結書面に記載される付属機器・MEAPの保守料金を加えた金額とします。なお、本契約第22条第1項に基づき本契約の有効期間が延長された場合においても、当該延長期間中における付属機器の保守料金については、本契約第8条に基づき料金の加算はなされるものとします。

ネットアイサイサービスに関する特約事項

甲および乙が合意することにより下記第1条に定める「ネットアイサービス」を提供する場合は本契約のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (定 義)

以下において「ネットアイサービス」とは、第2項に定義するネットアイ機器を用いて、インターネット等を利用して機体の稼働状況等を把握するとともに、その整備を行なうことをいいます。

「ネットアイサービス」の詳細は、乙が別途定める要約のとおりとします。

2) 以下において「ネットアイ機器」とは、機体内蔵され、もしくは乙が甲に買取または賃貸するネットアイ機器、その他の付属機器の総称をいいます。

3) 本契約において「自動診断」とは、本契約第7条第2項に定める故障カウンタータン数値の確認を「ネットアイサービス」より行なうことをいいます。

第2条 (「ネットアイサービス」実施の合意)

甲および乙は、本契約第2条第1項所定の方法によるほか、「ネットアイサービス」により機体の稼働状況等を把握することについて合意します。

第3条 (「ネットアイ機器」の取扱いは)

機体内蔵され、もしくは乙が賃貸する「ネットアイ機器」は、甲の使用に供せられ、乙は乙が賃貸する「ネットアイ機器」に設置された機体を乙の事業所と接続するものとします。

2) 「ネットアイ機器」の稼働に関連する電気代、通信費その他の費用は甲の負担とします。

3) 「ネットアイ機器」が稼働した場合、乙は、これを無償にて修理または交換するものとします。但し、かかる故障が本契約第5条第1項各号に定める事由による場合は、その修理または交換に要する費用は甲の負担とします。

4) 甲は、「ネットアイ機器」(機体内蔵されたものと、乙が賃貸したものとを問わない)を、乙による「ネットアイサービス」の提供以外に目的に供しないものとします。

5) 乙が賃貸した「ネットアイ機器」である場合、当該「ネットアイ機器」の取扱いは乙が次の各号の定めが適用されるものとします。

① 甲は、機体は設置された甲の事業所内に乙が「ネットアイ機器」を設置すること、ならびにかかる設置に関連して乙に協力するものとし、

② 乙が賃貸した「ネットアイ機器」の所有権は乙に帰属し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用途に使用するものとします。

⑥ 本契約が前項、中途解約または乙の責により終了した場合、乙は、「ネットアイ機器」を甲に引取ることができるものとします。甲は、かかる引取りに異議なく協力するものとします。

⑦ 前項に基づき乙により「ネットアイ機器」が引取られてから機体が通常に稼働するまでに、機体を使用できないことに起因して甲が被った減損または同様の損害について、乙は、一切その責を負わないものとします。

第4条 (「ネットアイサービス」のセキュリティ)

「ネットアイ機器」は、甲と契約した機体とのみ通信を行い、機体通信を収集します。甲の所有する情報(コピーやFAX、プリントのデータ等)は一切取得していません。甲と契約外の機体およびネットワーク上のデータは一切取得していません。

2) 機体と「ネットアイ機器」との通信は乙独自の通信手段で行われ、他のシステムからの情報の取得や通信は不可能な状態となります。彼のシステムからの情報の取得や通信は、インターネット等を通じて乙のネットアイセンターに収集された情報は、インターネット等を通じて甲のネットアイセンターに送られます。内容は甲の契約した機体の情報に限られており、他の情報は含まれません。

4) 専用機器の通信方式は電子メールまたはHTTP/PS手動であり、前者は公開方式の格納された通信データにより情報をネットアイセンターサーバーへのみ送ります。POPメール下は使用しないため外部から情報を取り寄せることはできません。また、後者は送信時の通信経路は暗号化されています。

5) 内蔵ポート機器の通信方式はHTTP/PS手動であり、送信時の情報は暗号化されています。

6) サービスエンジニアは、「ネットアイ機器」を使用した上で、インターネットを介して乙指定のサーバーをHTTP/PS手動にて機体と通信する方式にて、機体の修理に必要となる情報を取得します。

第5条 (MG料金の計算)

本契約第7条第2項に定める故障カウンタータン数値の検出は、検出として「自動診断」により行なうものとします。

2) 本契約第7条第3項および第4項の定めにかかわらず、「自動診断」により故障カウンタータン数値を確認する場合には、前項により確認されたカウンタータン数値から両面数値を差し引いて得られる使用カウンタータン数値から、かかる使用カウンタータン数値に機体部品の使用料金を加えて得られるカウンタータン数値を本員コピー、テストコピー分として減額し、MG料金を計算します。

第6条 (他 項)

何らかの事由により「ネットアイサービス」の実施が不能となった場合であっても、機体が正常に稼働している限り、乙は、甲に対して一切その責を負わないものとします。

2) 乙は、甲が使用するインターネット等に起因して、または甲が当該インターネット等を更新したこと、その他何らかの事由により甲のネットワークに障害が発生したこと、その結果甲が甲の事業所に生じた損害もしくは利益等について、一切責任を負わないものとします。なお、甲は、当該インターネット等を更新する場合は、事前に乙に通知するものとします。

以上

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700010-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	R7.7. 23		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7. 23					
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7. 23	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.7. 23		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☒	事 務 費	R7.7. 23					
特 記 事 項							
初回政務活動費事前審査(0700010-1)							
支出内容		会派控室コピー機カウンターチャージ料 6月分 自動更新					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2 キャノンマーケティングジャパン株式会社 契約情報センター 0120-658-901				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		2,923円					
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額		2,923円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

ご請求書 (お引落のお知らせ)

誠政気魄 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

Canon

2025年06月11日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社



登録番号: T5010401008297

お客様番号 : 604254-0010-01

請求書No. : 84336154

締日 : 2025年06月分

ご請求額 (税込) : ¥2,923-

お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日 : 2025年07月23日

お引落口座 : 北陸銀行

富山市役所出張所

契約書No. K210223275 設置先名 富山市議会 会派 誠政気魄

製品名 IR-ADV3730F シリアルNo. 33612263

請求期間 2025/05/09~2025/06/10 伝票No. KE000147056139

		今回値	前回値	控除数	ご使用数			
1	カラーコピー	659	618	0	41			
2	カラープリント	8,590	8,486	1	103			
3	ブラック	23,760	23,291	4	465			
品名	カウンター保守料金					数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー			1	~	41	12.00	492
2	カラープリント			1	~	103	12.00	1,236
3	ブラック			1	~	465	2.00	930

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>

料金合計 (税抜)	2,658
(10%対象)	2,658
消費税等	265
ご請求額合計	2,923

※...非課税または免税/...軽減税率対象品目/...8%税率対象品目/...X...全額入金済/...一部入金済



年 月 日	内 容	お支払い金額	お預かり金額	繰上引き残高
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠良 研修費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシキカン	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タワレト 5月分	*387,695
07-07-11*	自動機	*4,000		*383,695
07-07-11*	自動機	*4,000		*379,695
07-07-22	振込	トマシキ"カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		*2,923	SMBC (サハ)	*1,726,772
07-07-23		*3,800	SMBC (シブ"ンYC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615		*1,720,357
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所 6 F

富山市議会誠政気魄 御中

御 請 求 書

ページ

1

(14040)

毎々に格別の別立を戴き誠に有難うございます。

下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

930-0019

富山県富山市弥生町2丁目1番地2

株式会社太田新聞店

読売センター富山中央

太田 和彦

電話番号

076-433-2316

■お振込口座 北陸銀行

清水町支店

普通 口座番号 6053909

株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

07年07月度

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税

0円)

(8.0%対象

3,800円消費税

281円)

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年07月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

7月18日



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠 研務費	*520,551
2 07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
3 07-07-02		*3,880	トマシキ"ン	*392,462
4 07-07-08*	自動機	*4,767	タブレット 5月分	*387,695
5 07-07-11*	自動機	*4,000		*383,695
6 07-07-11*	自動機	*4,000		*379,695
7 07-07-22	振込	トマシキ"カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
8 07-07-23		*2,923	SMBC(キリ)	*1,726,772
9 07-07-23		*3,800	SMBC(シマ"ンYC	*1,722,972
10 07-07-24	自動機	*2,615		*1,720,357
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この帳簿は、お支払い金額、お預かり金額、差し引き残高の合計が一致することを確認してください。

お支払い金額の合計は、お預かり金額の合計と一致することを確認してください。

政務活動費《事前》審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。		整理番号	0700012-1		
		会派名	誠政気魄		
		議員名			
☐	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
☐	広 報 広 聴 費	R7.5、/			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
☐	会 議 費	R7.5、/			
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
☐	資 料 購 入 費	銀行振込			
☐	人 件 費				
☒	事 務 費				
支出内容		会派控室電話利用料 (R7年7月～R8年3月)			
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 毎月、NTT西日本より「利用料金請求書」が届き、使用実績に応じて支払いをする。(参考とし令和6年度4月分の料金内訳書のコピー添付)			
購入(依頼)予定業者		NTT西日本 西日本電信電話株式会社 富山支店		取引規定	
				☒ 抵触なし	
支出予定金額		金額は使用実績に応じて変動			
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)					

貼付用紙



NTT西日本

西日本電信電話株式会社

富山支店

TEL 0120-747488

通話先 千812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

利用 101001321001 00580 00515 00*

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年 4月 9日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

930-0005

富山市新桜町7-38

富山市役所内
誠政気魄 様

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祭日・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。
※携帯電話: PHSからもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号 (076)441-6290 ご請求番号 8017567048842		ご請求年月 2025年 4月分	ご請求額 (Charge) 2,671 円	お支払期限 (Due Date) 2025年 4月 25日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ		
NTT西日本ご利用分 (合計)	2,671 2,671	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。		

お申し込み・お問い合わせ

加入電話等 局番なしの「116」

故障に関するご相談

加入電話等 局番なしの「113」

営業時間: 午前9時~午後5時

電話サービス 携帯電話・PHSからは0800-2000116

営業時間: 24時間

電話サービス 携帯電話・PHSからは0120-444113

※年末年始を除く(12月29日~1月3日)

フレックスサービス びかり電話: 0120-116116

※音声ガイダンスによる録音受付

フレックスサービス びかり電話: 0120-248995

※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

科 目 名	単 位	単 価	金額	備 考
【NTT西日本ご利用分】				
回線使用料(基本料)(事務用)		2,350	合算	2月26日～ 3月25日
ダイヤル通話料		76	合算	2月26日～ 3月25日。なお前月分は34円でした。
ユニバーサルサービス料他		3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額		242		
(内訳) 消費税相当額(合算分)		(242)		合算表示の料金を合計した2,420円に10%を乗じて算出しています。
(合 計)		2,671		

1 動延伸型割引サービスご契約中の皆さまへ

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと半割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/war/>]でご確認ください。

ユニバーサルサービス料は、ほぼ全国においてユニバーサルサービス(加入電話、緊急通報)の提供に必要とするためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支店機関(一般社団法人電気通信事業協会)から電話番号あたりの費用(番号)が公表されています。電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(障害者がいる)の電話による意思疎通を電話により仲介する)の提供に必要とするためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支店機関(一般社団法人電気通信事業協会)から電話番号あたりの費用(番号)が公表されています。

○「お客さまのご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。なお、賠償無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録していません。

○他社利用分[ISP利用料等]、ダイヤルQ2情報料、リース料、割賦代金等の回収代行料金については、NTT西日本がご請求する「ご請求額」に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

(ご注意)

この用紙は、環境に配慮しますので、汚したり、折り返したりしないでください。

この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機でATMでもご利用いただけます。

この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の海外支店に預けたい場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたお名前、おなまえ等は、加入者様へ通知する場合があります。この免責証は、払込みの証拠となるものから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

印

○ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、電話リレーサービス料として、1電話番号あたり1.1円(税込)が算入されています。

○ご利用期間内に移転されたお客さまは上段に旧電話番号、下段に現電話番号のご利用料金が表示される場合があります。

○フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。ご利用期間については、「請求書」裏面の「料金お問合せ先」(無料)までお問合せ願います。

●お支払場所

料金のお支払いにつきましては下記のお支払場所へ請求書をご持参のうえ、お支払いください。

銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いのできない店舗もございます)

※その他、電話料金に関わるお問合せにつきましては「請求書」裏面の「料金お問合せ先」(無料)までご連絡ください。

この場所には何も記載しないでください。



この用紙は、環境に配慮して作られています。印刷時に、環境にやさしいインクを使用しています。

政務活動費《事後》
審査書兼支出伝票

整理番号	0700012-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.7.24		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7.24				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7.24
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.7.24		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.7.24				

特記事項

〈定期的支払〉銀行振込
初回政務活動費事前審査(0700012-1)

支出内容	会派控室電話利用料 (R7年7月分)		
積算根拠	☑納品書等添付あり		
購入(依頼)業者	NTT西日本 西日本電信電話株式会社 富山支店		取引規定
			☑抵触なし
請求金額	2,615円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	2,615円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

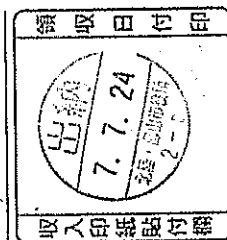
電話料金等領収証
(Receipt)

請求番号
3007367656402

お客さま氏名
誠政気魄 様

年 月 日
2025 年 7 月 分
金額
¥2,615
237円
NTT西日本株式会社

富山支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488



(お客さま用)

圖書：印刷書籍等資料貼付欄



富山市新桜町7-38

富山市役所内
誠政気魄 様

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1

博多郵便局 私掛箱112号

NTT西日本料金請求書
(NTT WEST-Bill)

2025年 7月 9日発行

目ころ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先：

(抵料)

0120-747488

※営業時間：午前9時～午後5時、土曜・日曜・祝日・年末年始（12月20日～1月3日）は除きます。
携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日)	加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 フレッツサービス・ひかり電話 0120-116116	故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付	加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 フレッツサービス・ひかり電話 0120-248995
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。		※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。	

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	5月26日～6月25日
ダイヤル通話料	25	合算	5月26日～6月25日。なお前月分は85円でした。
ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	237		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(237)		合算表示の料金を合計した2,378円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,615		

自動延伸型割引サービスご契約中のお客さまへ

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学習、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

○ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○「お客さまのご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。なお、無償無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録していません。

○他社利用分(ISP利用料等)、リース料、割戻代金等の回収代行料金については、NTT西日本がご請求する「ご請求額」に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

○ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、電話リレーサービス料として、1電話番号あたり1.1円(税込)が含まれております。

○ご利用期間内に移転されたお客さまは上段に旧電話番号、下段に現電話番号のご利用料金が表示される場合があります。

○フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。ご利用期間については、「請求書」表面の「料金お問合せ先」(無料)までお問合せ願います。

●お支払場所

料金のお支払いにつきましては下記のお支払場所に請求書をご持参のうえ、お支払いください。
銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いのできない店舗もございます)

※その他、電話料金に関わるお問合せにつきましては「請求書」表面の「料金お問合せ先」(無料)までご連絡ください。

この場所には何も記載しないでください。

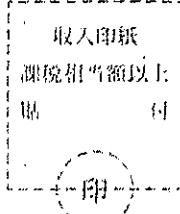


PEFC認証

この製品は持続可能な資源から製造されており、森林の健全な管理が行われています。

51-32-44

www.jp-pefc.org





年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠夜 研経費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トヤマシブツ	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タワレト 5月分	*387,695
07-07-11*	自動機	*4,000		*383,695
07-07-11*	自動機	*4,000		*379,695
07-07-22	振込	トヤマシブツ"カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		*2,923	SMBC(キハ)	*1,726,772
07-07-23		*3,800	SMBC(シブツ)YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615		*1,720,357

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号		0700020-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒ 調査研究費	起案日			会派承認欄			
☒ 研修費	R7.7.28			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	承認日			橋本	合	橋本	
☒ 要請・陳情活動費	R7.7.28						
☒ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7.28		
☐ 資料作成費	起案日			支払完了報告			
☐ 資料購入費	R7.7.28			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 人件費	承認日			橋本	合	橋本	
☒ 事務費	R7.7.28						
特記事項							
初回政務活動費事前審査 07000000-1 基本料金変更及び支払手続き変更 変更前 基本料金2,009円 銀行口座振込 変更後 基本料金6,600円 毎月27日に会派の口座より引落 金融機関休業日は翌営業日							
支出内容	インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 7月分						
積算根拠	☒ 請求書等添付あり						
購入(依頼)業者	富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山					取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額	6,600円						
振込手数料				金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額	6,600円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

発行年月日：2025年07月25日

株式会社ケーブルテレビ富山
〒930-0004
富山県富山市桜橋通り3番1号
富山電気ビル新館3F
リサーチ：0120-493-530
一般電話：076-444-5555

ご請求明細

ご請求年月	2025年07月	ご請求合計金額（税込）	6,600円
-------	----------	-------------	--------

[illegible]



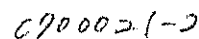
年 月 日	商 号	お支払い金額 (円)	お預け金額 (円)	残 高 (円)
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠典 証券会社	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	鈴 井	*396,342
07-07-02		*3,880	トヤマシマ	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タナベ 5月分	*387,695
07-07-11*	自動機	*4,000	谷口誠典	*383,695
07-07-11*	自動機	*4,000	花江 〃	*379,695
07-07-22	振込		トヤマシマ カイヨウカ	*1,350,000
07-07-23		*2,923	カキチ 〃	*1,729,695
07-07-23		*3,800	SMBC (株) 〃	*1,726,772
07-07-24	自動機	*2,615	SMBC (株) 〃 NYC	*1,722,972
07-07-28		*6,600	CATV トマ	*1,720,357

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

5/23/07
 1. 当分の間に支払われるべき金額は、上記のとおりです。
 2. 上記の金額は、上記のとおりです。
 3. 上記の金額は、上記のとおりです。

5/23/07
 5/23/07

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700021-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.7.28		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日		橋本	谷	橋本
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7.28				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7.3/
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.7.3/		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日		橋本	谷	橋本
☐	事 務 費	R7.7.3/				
特 記 事 項						
〈定期的支払〉口座振替 翌月末 初回政務活動費事前審査(0700011-1) 5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。						
支出内容	会派事務員社会保険料 令和7年6月分					
積算根拠	☒ 見積書等添付あり	会派負担	本人負担			
	健康保険料	6,466	6,465			
	介護保険料	1,065	1,065			
	厚生年金保険料	12,261	12,261			
	こども子育て拠出金	482				
	月計	20,274	19,791			
購入(依頼)業者	富山市牛島新町7-1 富山年金事務所			取引規定		
				☒ 抵触なし		
請求金額	40,065円					
振込手数料			金融機関名			
政務活動費支出額	40,065円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						



1/1

202502231889556 00001

通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

702AKA30020413

0061238 0002/0003 8520



健康保險・厚生年金保險被保險者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-セキル

事業所番号 15027

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			〈健保〉	〈厚年〉		
1			142千円	142千円		

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種：男性（基金加入） 特例第二種：女性（基金加入）
特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 7年 7月 2日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)



2402 1032 008

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

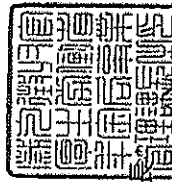
事業所整理記号	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 6 月	納付期限	令和 7 年 7 月 31 日
健康勘定		厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	15,061		24,522
合 計		額	¥40,065 円

令和 7 年 5 月分保険料	領収日	令和 7 年 6 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	15,061	24,522
合 計	額	¥40,065 円

令和 7 年 7 月 18 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課
(日本年金機構
富山
年金事務所)



930-0005 富山市 新桜町
7-38 富山市議会会派控室

誠政気魄

様

02/02 14127065

(裏面へつづく)

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-06-30*	自動機	*81,230	谷口議員 研修費	*520,551
2 07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
3 07-07-02		*3,880	トヤマシンパン	*392,462
4 07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
5 07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口議員 自宅新聞	*383,695
6 07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	尾上 " "	*379,695
7 07-07-22	振込	トヤマシンパン カイロムカ	*1,350,000	*1,729,695
8 07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (株) ノンバンク	*1,726,772
9 07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (株) ノンバンク	*1,722,972
10 07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
11 07-07-28		*6,600	CATV トヤマ	*1,713,757
12 07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692

13 07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
14 07-07-31*	自動機	*159,581	夏季期手当	*1,389,902
15 07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
16 07-08-04		7月分 *3,880	トヤマシンパン	*1,381,255
17 07-08-19*	自動機	" *4,000	谷口議員 自宅新聞	*1,377,255
18 07-08-19*	自動機	" *4,000	尾上 " "	*1,373,255
19 07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
20 07-08-25		" *2,389	SMBC (株) ノンバンク	*1,368,251
21 07-08-25		8月分 *3,800	SMBC (株) ノンバンク	*1,364,451
22 07-08-27		" *6,600	CATV トヤマ	*1,357,851
23 07-08-27*	自動機	7月分 *4,767	タブレット	*1,353,084
24 07-08-28*	自動機	7月分 *130,210	谷口議員 研修費	*1,222,874

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700022-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒ 調査研究費	起案日			会派承認欄			
☒ 研修費	R7.7.10			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	承認日			橋本	合	橋本	
☒ 要請・陳情活動費	R7.7.10						
☒ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R7.7.3/			
☐ 資料作成費	起案日			支払完了報告			
☐ 資料購入費	R7.7.3/			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 人件費	承認日			橋本	合	橋本	
☐ 事務費	R7.7.3/						
特記事項							
5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。 9月からの標準決定通知書を添付 初回政務活動費事前審査0700008-1							
支出内容	令和7年会派事務員給料 7月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間						
積算根拠	☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,465円 介護保険料 1,065円 健康保険計 7,530円 厚生年金 12,261円 計 19,791円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 円						
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員				取引規定		
					☒ 抵触なし		
請求金額	124,209円						
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額	124,209円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料19,791円 内訳健康保険料7,530円(保険料6,465円 介護保険料1,065円)
厚生年金12,261円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年7月31日

経理責任者

谷口 寿一



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用

・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間373万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。



0700052-2

930-0005
富山市 新桜町 7-38
富山市議会会派控室
誠政気魄

1/1

橋本 雅雄 様

202502231889556 00001

[Barcode]

702AKA30020413

0061238 0002/0003 8520



通知書は、処理が完了した方の中から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-セキ

事業所番号 15027

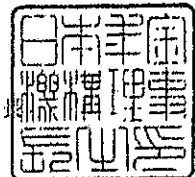
被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
1			142千円	142千円		

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 7年 7月 2日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)

2402 1032 008

[illegible]

雇 用 契 約 書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に著け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 R7年7月

Sカード

前半

氏名

所属 誠政気魄 R7年7月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退
1	8:30	15:00				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

日付	出	退	出	退	出	退
1	8:47	15:00				
2	8:35	15:00				
3	8:41	15:00				
4	8:37	15:00				
5						
6						
7	8:42	15:00				
8	8:43	15:00				
9	8:34	15:00				
10	8:38	15:01				
11	8:39	15:01				
12						
13						
14	8:36	15:01				
15	8:39	15:00				
16	8:28	15:01				

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
テ→徹夜 !→直行 *→直帰 ◆→訂正

★マークは機密によって印字されるもので限定されます。詳しくは取扱説明書をご覧ください。

確認印				

★マークは折り紙で100%隠れている場合があります。
★マークは折り紙で100%隠れている場合があります。
★マークは折り紙で100%隠れている場合があります。

http://www.max-ito.co.jp/

★製品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
フリーダイヤル 0120-510-200 株式会社マックス

品名 ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT

会派事務員 雇用保険用口座



年 月 日	記 号	金 額	差 し 引 き 残 高 (円)
07-04-23*	自動機	*726	*726
07-05-30*	自動機	*792	*1,518
07-06-30*	自動機	*792	*2,310
07-07-31*	自動機	*1,821	*4,131
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			



①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

マケシ - 〇〇-〇〇
 トリタチ - 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払いできる期限は、所定の
 不渡還期限経過後となります。





年 月 日	内 容	お支払金額	お預かり金額	元引引き残高
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口議員 研究費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トヤマシブン	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タナシキ 5月分	*387,695
07-07-11*	自動機	谷口議員 *4,000	) 自宅新聞(北町)	*383,695
07-07-11*	自動機	尾上 " *4,000		*379,695
07-07-22	振込	トヤマシキ"カイヨロカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		カウチホシ *2,923	SMBC(株)	*1,726,772
07-07-23		ヨミワリ *3,800	SMBC(シブン)YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	NTT *2,615		*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATVトマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	*40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	*124,209		*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581		*1,389,902
07-07-31*	自動機	*4,767		*1,385,135
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700023-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☒	研 修 費	R7.7.10		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.7.10					
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.7.3/	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.7.3/		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	人 件 費	承 認 日					
☐	事 務 費	R7.7.3/					
特 記 事 項							
初回政務活動費事前審査0700008-1							
支出内容		令和7年会派事務員夏季期末手当					
積算根拠		☒ 納品書等添付あり 賞与支給額 187,200円 控除 保険料 9,023 円 介護保険料 1,486 円 健康保険計 10,509円 厚生年金 17,110円 計 27,619円 雇用保険 1,029 円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収分 円					
購入(依頼)業者		富山市議会誠政気魄 会派事務員				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		159,581円					
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額		159,581円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

賞与分計算

187,200 円 支給額

187,000 (千円未満切捨で計算)小数点以下四捨五入

健康保険料 9.65%

介護保険料 1.59%

厚生年金 18.3%

子ども子育て拠出金 0.36%

187,000円×9.65% 18,046円 9,023円

187,000円×1.59% 2,973円 1,487円事業主 1,486円事務員

187,000円×18.3% 34,221円 17,111円事業主 17,110円事務員

187,000円×0.36% 673円 事業主のみ

事務員負担分 27,619円

会派負担分 28,294円

計 55,913円

振 替 証 明 書

会派名 誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料27,619円 内訳健康保険料10,509円(保険料9,023円 介護保険料1,486円)
厚生年金17,110円 雇用保険料 1,029円 源泉徴収税額 円 合計 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年7月31日

経理責任者

谷口 寿一



印

氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	58,000	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.8	5,844.9	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	48,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和7年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三（令和5年3月31日財務省告示第94号改正））

賞与の金額に 乗すべき率	甲							
	扶 養				親 族			
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満	171	千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		3,590 千円以上	

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

また、「賞与の金額に乘すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）が扶養控除等申告書に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、その数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率を求めます。これが求める率です。

会派事務員 雇用保険用口座



年 月 日	種 別	金 額	差 し 引 き 残 高 (円)
07-04-23*	自動機	*726	*726
07-05-30*	自動機	*792	*1,518
07-06-30*	自動機	*792	*2,310
07-07-31*	自動機	*1,821	*4,131
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			



①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払いできる期限は、所定の
 不渡返還期限経過となります。





07-06-30*	自動機	*81,230	谷口銀 石井	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシフン	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タシホ	*387,695
07-07-11*	自動機	*4,000	谷口銀局	*383,695
07-07-11*	自動機	*4,000	尾上	*379,695
07-07-22	振込		トマシキ"カイヨムカ	*1,350,000
07-07-23		*2,923	SMBC(キハ)	*1,726,772
07-07-23		*3,800	SMBC(シフン)YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATVトマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	*40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	*124,209		*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581		*1,389,902
07-07-31*	自動機	*4,767		*1,385,135

雇 用 契 約 書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700024-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.7.23	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.7.23			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.7.31		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.7.31	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 人件費	承認日			
☒ 事務費	R7.7.31			

特記事項

納付書にて支払い
初回政務活動費事前審査(0700009-1)

支出内容	タブレット通信料 議員負担分 6月分		
積算根拠	☑請求書等添付あり 請求内訳添付		
購入(依頼)業者	富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	4,767円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	4,767円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない)

富山市 納入通知書兼領収証書

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号

誠政気魄 会長 橋本 雅雄

様

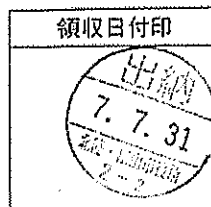
納付番号	4104 - 001010873 - 00000000	金額	4,767円
納付科目	その他の雑入 (01-1-20-06-03-99-00) 00018547		
年度	07	主管課名	議会事務局庶務課
納付期限	令和7年8月8日		
納付内容	タブレット端末通信料(誠政気魄・6月分)		

切り取らないで出してください。

上記の金額を納入してください。

令和7年7月23日

富山市長 藤井 裕久



収入印紙不要

議 庶 第 884 号
令和7年7月23日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、6月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いただきますようお願いいたします。

記

1. 請求額

誠政気魄

金4,767円

2. 支払期日

令和7年8月8日（金）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係
電話 076-443-2157

6月分タブレット端末通信料 請求内訳

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1,589円
橋本 雅雄	1,589円
谷口 寿一	1,589円
合計	4,767円



07-06-30*	自動機	*81,230	箱口郵便 石井保至	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシマ"ン	*392,462
07-07-08*	自動機	*4,767	タナシホ"ン	*387,695
07-07-11*	自動機	*4,000	箱口議員	*383,695
07-07-11*	自動機	*4,000	尾上" (自民新聞(北日野))	*379,695
07-07-22	振込		トマシマ"カイヨムカ *1,350,000	*1,729,695
07-07-23		*2,923	SMBC (トナノ)	*1,726,772
07-07-23		*3,800	ヨミワリ SMBC (シマ"ン)YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATVトナ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	*40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	*124,209		*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581		*1,389,902
07-07-31*	自動機	*4,767		*1,385,135

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700025-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.8. /		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.8. /					
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.8. /	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☒	資 料 購 入 費	R7.8. /		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☐	事 務 費	R7.8. /					
特 記 事 項							
〈定期的支払〉口座振替 初回政務活動費事前審査0700006-1							
支出内容		富山新聞年間購読料 R7年7月分					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸				取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額		3,880円					
振込手数料						金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		3,880円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

備考 お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。

日 月 年	内 容	ト ラ ン シ ャ ク 金 額	日 額 金 額	金 額
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠良 石橋愛	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシフン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	尾上 " "	*379,695
07-07-22	振込	トマシフン カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (トマシフン) カイヨムカ	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (トマシフン) YC カイヨムカ	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATV トマシ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季期手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマシフン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	尾上 " "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
07-08-25		*2,389	SMBC (トマシフン)	*1,368,251
07-08-25		*3,800	SMBC (トマシフン) YC	*1,364,451
22				
23				
24				

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700026-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.8.19	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.8.19			
☒ 会議費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.8.19		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.8.19	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 人件費	承認日			
☒ 事務費	R7.8.19			

特記事項

〈定期的支払〉銀行振込
初回政務活動費事前審査(0700012-1)

支出内容	会派控室電話利用料 (R7年8月分)		
積算根拠	☒ 納品書等添付あり		
購入(依頼)業者	NTT西日本 西日本電信電話株式会社 富山支店	取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	2,615円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	2,615円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

電話料金等領収証 (Receipt)	二番番号 4037167858926	お客さま氏名 誠政気魄 様	金額 2025年 8月分 ¥2,615	NTT西日本株式会社 富山支店 お客さまからの 料金お問合せ先(無料) 0120-747488	領収田付品 収入印紙貼付欄 7.8.19 3-2
-----------------------	-----------------------	------------------	---------------------------	---	-----------------------------------

貼付用紙

NTT西日本 | NTT西日本株式会社
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL 0120-747488

(FAX) 0120-747488

〒930-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

富山市役所内
誠政気魄 様

利用 101001321001 00553 00488 00*

コード
NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

2025年 8月 10日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

お客さま番号 (076)441-6290 ご請求番号 4037167858926		ご請求年月 2025年 8月分	ご請求額 (Charge) 2,615 円	お支払期限 (Due Date) 2025年 8月 25日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ		
NTT西日本ご利用分 (合計)	2,615 2,615	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。		
お申し込み・お問い合わせ 営業時間: 午前9時~午後5時 ※年末年始を除く(12月29日~1月3日)		加入電話等 局番なしの[116] 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 フレッツサービス・ひかり電話: 0120-116116	故障に関するご相談 営業時間: 24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付	加入電話等 局番なしの[113] 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 フレッツサービス・ひかり電話: 0120-248995
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	6月26日～ 7月25日
ダイヤル通話料	25	合算	6月26日～ 7月25日。なお前月分は25円でした。
ユニバーサルサービス料他(日割)	3	合算	
消費税相当額	237		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(237)		合算表示の料金を合計した2,378円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,615		

延伸型割引サービスご契約中のお客様へ

レッツ光の割引サービス(光もつともつ割、Web光もつともつ割、ドーン割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本レッツ公式サイト(<http://lets-w.com/warl/>)で確認ください。

ユニバーサルサービス料は、全国においてユニバーサルサービス(加入電話、電話、緊急通報)の提供確保のためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支援機関(一般法人電気通信事業者協会)1電話番号あたりの費用(1画面)が公表されています。リレーサービス料は、電話サービス(聴覚障がい者電話による意思疎通を介する)の提供確保のためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から電話番号あたりの費用(番号)が公表されています。

- 「お客様のご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。なお、価値無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録していません。
- 他社利用分(ISP利用料等)、リース料、割賦代金等の回費代行料金については、NTT西日本がご請求する「ご請求額」に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

(ご注意)
この用紙は、密着で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機付ATMでもご利用いただけます。
この払込票を、ゆうちょ銀行又は郵便局の受付窓口にお預けになるときは、引換えに預り金を必ずお受け取りください。
ご依頼人様からご提出いただきました払込票に記載されたお名前、お住まいの住所は、加入者様に通知する場合があります。
この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

印

- ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、電話リレーサービス料として、1電話番号あたり11円(税込)が含まれております。
- ご利用期間内に移転されたお客様は上段に旧電話番号、下段に旧電話番号のご利用料金が表示される場合があります。
- フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。ご利用期間については、「請求書」表面の「料金お問合せ先」(無料)までお問合せください。

●お支払場所

料金のお支払いにつきましては下記のお支払場所に請求書をご持参のうえ、お支払いください。

銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いのできない店舗もございます)

※その他、電話料金に関するお問合せにつきましては「請求書」表面の「料金お問合せ先」(無料)までご連絡ください。

この場所には何も記載しないでください。



年月日	商 号	収 入 金 額	収 入 金 額	収 入 金 額
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠良 石橋愛	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシフン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	屋上 "	*379,695
07-07-22	振込	トマシフン カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (キノン カウチン)	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (シンフンYC コミカ)	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATV トマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季期手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマシフン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	屋上 "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
07-08-25		*2,389	SMBC (キノン)	*1,368,251
07-08-25		*3,800	SMBC (シンフンYC)	*1,364,451
22				
23				
24				

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号 0700027-2

会派名 誠政気魄

議員名

☐	調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.8. /	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日			
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.8. /			
☐	会 議 費	支払件数 1	支払日(口座振込完了日)		R7.8. 25
☐	資 料 作 成 費	起 案 日	支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.8. 25	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日			
☒	事 務 費	R7.8. 25			

特 記 事 項

初回政務活動費事前審査(0700010-1)

支出内容	会派控室コピー機カウンターチャージ料 7月分 自動更新		
積算根拠	☒ 請求書等添付あり		
購入(依頼)業者	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2 キャノンマーケティングジャパン株式会社 契約情報センター 0120-658-901	取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	2,389円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	2,389円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



日 月 年	種 別	お支払い金額	お預かり金額	おし引後残高
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠毅 研経費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシフン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠毅 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	尾上 " "	*379,695
07-07-22	振込	トマシフン カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (サノ) カウチン	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (シフン) YC コミ	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	N TT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATV トマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季期手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマシフン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠毅 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	尾上 " "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	N TT	*1,370,640
07-08-25		*2,389	SMBC (サノ)	*1,368,251
07-08-25		*3,800	SMBC (シフン) YC	*1,364,451
22				
23				
24				

1. 当分の間に発生した取引は、すべてこの帳簿に記入し、かつ、その金額を正確に算出する。

2. 当分の間に発生した取引は、すべてこの帳簿に記入し、かつ、その金額を正確に算出する。

3. 当分の間に発生した取引は、すべてこの帳簿に記入し、かつ、その金額を正確に算出する。

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

御 請 求 書

ページ
1

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所6F

富山市議会誠政気魄 御中

(14040-)

毎々に市役所の資料請求を有難うございます。
 下記の通り請求いたしますので、送付をお願い申し上げます。

930-0005
 富山県富山市弥生町2-1-1
 株式会社太田新聞店
 読売支店(富山中央)
 本田 和彦
 電話番号 076-433-2315
 ■お振込口座 北陸銀行
 清水町支店
 普通 口座番号 6053909
 株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税

0円)

(8.0%対象

3,800円消費税

281円)

07年08月度

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年08月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

8月9日



年 月 日	内 容	金額	内 容	金額
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠 研給費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシフン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	尾上 " "	*379,695
07-07-22	振込	トマシフン"カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (株) カナダ銀行	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (シンフン) YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATVトマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマシフン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	尾上 " "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
07-08-25		*2,389	SMBC (株) カナ	*1,368,251
07-08-25		*3,800	SMBC (シンフン) YC	*1,364,451
22				
23				
24				

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700029-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.8.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.8.26				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.8.27
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.8.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.8.27				
特 記 事 項						
初回政務活動費事前審査 07000005-1 基本料金変更及び支払手続き変更 変更前 基本料金2,009円 銀行口座振込 変更後 基本料金6,600円 毎月27日に会派の口座より引落 金融機関休業日は翌営業日						
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 8月分				
積算根拠		☒ 請求書等添付あり				
購入(依頼)業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		6,600円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		6,600円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

発行年月日：2025年08月26日

株式会社ケーブルテレビ富山
〒930-0004
富山県富山市桜橋通り3番1号
富山電気ビル新館3F
フリダイヤル：0120-493-530
一般電話：076-444-5555

ご請求明細

ご請求年月	2025年08月	ご請求合計金額（税込）	6,600円
-------	----------	-------------	--------

1



年月日	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引延滞金
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠良 研修費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマソンフン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	屋上 " "	*379,695
07-07-22	振込	トマソンカイヨロカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (キャノンチャージ)	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (シンフンYC ヨシケ)	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATVトマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692

07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季期手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマソンフン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠良 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	屋上 " "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
07-08-25		" *2,389	SMBC (キャノンチャージ)	*1,368,251
07-08-25		8月分 *3,800	SMBC (シンフンYC ヨシケ)	*1,364,451
07-08-27		" *6,600	CATVトマ	*1,357,851
07-08-27*	自動機	7月分 *4,767	タブレット	*1,353,084

この明細書は、お支払の金額、お預かりの金額、および差引延滞金を示しています。
 1. お支払の金額は、お支払の月、お支払の金額、およびお支払の口座番号を記載してください。
 2. お預かりの金額は、お預かりの月、お預かりの金額、およびお預かりの口座番号を記載してください。

1. お支払の金額は、お支払の月、お支払の金額、およびお支払の口座番号を記載してください。
 2. お預かりの金額は、お預かりの月、お預かりの金額、およびお預かりの口座番号を記載してください。

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700030-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☐ 調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐ 研 修 費	R7.8.27		代表者	經理責任者	申請者(議員)
☐ 広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.8.27				
☐ 会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.8.27
☐ 資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐ 資 料 購 入 費	R7.8.27		代表者	經理責任者	申請者(議員)
☐ 人 件 費	承 認 日				
☒ 事 務 費	R7.8.27				

特記事項

納付書にて支払い
初回政務活動費事前審査(0700009-1)

支出内容	タブレット通信料 議員負担分 7月分		
積算根拠	☑請求書等添付あり 請求内訳添付		
購入(依頼)業者	富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	4,767円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	4,767円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない)

富山市 納入通知書兼領収証書

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号

誠政気魄 会長 橋本 雅雄

様

納付番号	4104 - 001012264 - 000000000	金額	4,767円
納付科目	その他の雑入 (01-1-20-06-03-99-00) 00021457		
年度	07	主管課名	議会事務局庶務課
納付期限	令和7年9月12日		
納付内容	タブレット端末通信料(誠政気魄・7月分)		

切り取らないでください。

上記の金額を納入してください。

令和7年8月25日

富山市長 藤井 裕久



収入印紙不要

納付者保管

議 庶 第 1 0 5 7 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、7月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いくださいますようお願いいたします。

記

1. 請求額
誠政気魄
金 4, 7 6 7 円
2. 支払期日
令和 7 年 9 月 1 2 日（金）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係
電話 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 5 7

7月分タブレット端末通信料 請求内訳

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1,589円
橋本 雅雄	1,589円
谷口 寿一	1,589円
合計	4,767円



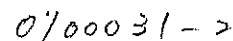
年月日	摘要	支払金額	引当金	支払金額
07-06-30*	自動機	*81,230	谷口誠造 研修費	*520,551
07-06-30*	自動機	*124,209	給料 (6月分)	*396,342
07-07-02		*3,880	トマシマツン	*392,462
07-07-08*	自動機	5月分 *4,767	タブレット	*387,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠造 自宅新聞	*383,695
07-07-11*	自動機	6月分 *4,000	屋上 " "	*379,695
07-07-22	振込	トマシマツン カイヨムカ	*1,350,000	*1,729,695
07-07-23		6月分 *2,923	SMBC (キリン) サウナ	*1,726,772
07-07-23		7月分 *3,800	SMBC (シブヤン) YC	*1,722,972
07-07-24	自動機	*2,615	NTT	*1,720,357
07-07-28		*6,600	CATV トマ	*1,713,757
07-07-31	社会保険	6月分 *40,065		*1,673,692
07-07-31*	自動機	7月分 *124,209	給料	*1,549,483
07-07-31*	自動機	*159,581	夏季手当	*1,389,902
07-07-31*	自動機	6月分 *4,767	タブレット	*1,385,135
07-08-04		7月分 *3,880	トマシマツン	*1,381,255
07-08-19*	自動機	6月分 *4,000	谷口誠造 自宅新聞	*1,377,255
07-08-19*	自動機	" *4,000	屋上 " "	*1,373,255
07-08-19*	自動機	7月分 *2,615	NTT	*1,370,640
07-08-25		" *2,389	SMBC (キリン) サウナ	*1,368,251
07-08-25		8月分 *3,800	SMBC (シブヤン) YC	*1,364,451
07-08-27		" *6,600	CATV トマ	*1,357,851
07-08-27*	自動機	7月分 *4,767	タブレット	*1,353,084

24

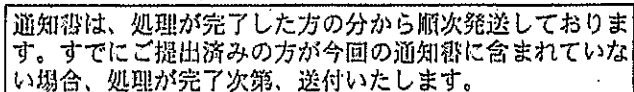
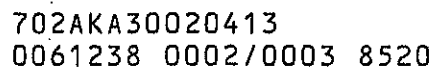
この明細書は、当社の会計システムによって自動的に生成されたものであり、手入力による修正はできません。また、この明細書は、当社の会計システムによって自動的に生成されたものであり、手入力による修正はできません。

この明細書は、当社の会計システムによって自動的に生成されたものであり、手入力による修正はできません。また、この明細書は、当社の会計システムによって自動的に生成されたものであり、手入力による修正はできません。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700031-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.8.5		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.8.5				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.8.29
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.8.29		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.8.29				
特 記 事 項						
5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。 9月からの標準決定通知書を添付 初回政務活動費事前審査0700008-1 8月31日は休日の為給料の支払は8月29日に、健康保険料、厚生年金保険料の通帳からの引落日は9月1日となります						
支出内容		令和7年会派事務員給料 8月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間				
積算根拠		☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,465円 介護保険料 1,065円 健康保険計 7,530円 厚生年金 12,261円 計 19,791円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 XXXXXXXXXX 円				
購入(依頼)業者		富山市議会誠政気魄 会派事務員			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		124,209円				
振込手数料					金融機関名	
政務活動費支出額		124,209円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

 $\frac{1}{2}$

202502231889556 00001



事業所番号 15027



2402 1032 008

振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料19,791円 内訳健康保険料7,530円(保険料6,465円 介護保険料1,065円)
厚生年金12,261円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年8月29日

経理責任者

谷口 寿一



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～適用
・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
・介護保険料率:令和7年3月分～適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(富山支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000		63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	116,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,280.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

雇用契約書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本誓2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

代 表

橋本雅雄



(乙) 住 所

氏 名



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

税 収 納 金 資 金		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(写)		⑧ 領 収 証 書		税 務 署 領 収 証 書		納 税 期 間		納 税 期 間	
32301		トヤマ		00043611		110		00106399		00106399	
区 分	支 払 年 月 日	人 名	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額	支 払 額
給・給料等	070827										
与(役務費を徴く)											
前 省の											
職手当等											
理士等の											
員 費 与											
向 上 の 支 払											
確 定 年 月 日											
住 所 930-8510 (電話番号)		トヤマ シンサクラマチ 7-38		年末調整による 不足税額		年末調整による 超過税額		本 税		延 滞 税	
氏 名 セイセイ キハク		印(鑑印)		合計額							
摘要											

納期等の区分

令和 年 月

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

印 出 納

納 税 期 間

納 税 期 間

(領収年月日及び領収者名)

出 納

7. 8. 29

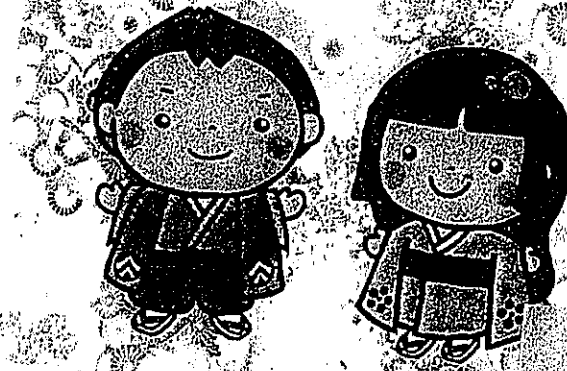
北 陸 道 富 山 県

3-2

左記の合計額を領収しました。

4-07301-00106399 0 (YC-01482) H

誠政氣 様



普通預金通帳

会派事務員 雇用保険用口座



3

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-04-23*	自動機		*726	*726
2 07-05-30*	自動機		*792	*1,518
3 07-06-30*	自動機		*792	*2,310
4 07-07-31*	自動機	給料 09月 定期 1029円	*1,821	*4,131
5 07-08-29*	自動機		*792	*4,923
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

お知らせ

①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケシ 〇〇-〇〇
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払いできる期間は、所定の
 不渡返還時経過後となります。



3

トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 R7年8月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退	時間数
18日	8:34	18:00					
19日	8:33	18:01					
20日	8:32	18:00					
21日	8:36	18:00					
22日	8:38	18:01					
23日							
24日							
25日	8:39	18:01					
26日	8:34	18:01					
27日	8:34	18:00					
28日	8:29	18:00					
29日	8:33	18:00					

区画	1	2	3	4	5

就業日数	16	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H		休出時間	H	休寝	日
早出	H		残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H	外出

Sカード

前半

氏名

所属 誠政気魄 R7年8月 NO.

日付	出	退	出	退	時間数
1日	8:36	18:00			
2日					
3日					
4日	8:41	18:01			
5日	8:32	18:00			
6日	8:29	18:00			
7日	8:34	18:00			
8日	8:41	18:01			
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業

テ→徹夜 ！→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機能によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認印				

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本製品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
(フリーダイヤル) 0120-510-200 マックス株式会社

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.



注 記	振 込 明 細	お 支 払 い 金 額	お 預 け 金 額	お 引 金 残 高
07-08-29*	自動機	*124,209		*1,098,665
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

お振込み先
 株式会社 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700032-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒ 調 査 研 究 費	起案日		会派承認欄		
☒ 研 修 費	R7.9. /		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広 報 広 聴 費	承認日				
☒ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9. /				
☒ 会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9. /
☐ 資 料 作 成 費	起案日		支払完了報告		
☐ 資 料 購 入 費	R7.9. /		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人 件 費	承認日				
☐ 事 務 費	R7.9. /				

特記事項

〈定期的支払〉口座振替 翌月末
初回政務活動費事前審査(0700011-1)
5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。

支出内容	会派事務員社会保険料 令和7年7月分		
積算根拠	☒ 見積書等添付あり	会派負担	本人負担
	健康保険料	6,465	6,465
	介護保険料	1,065	1,065
	厚生年金保険料	12,261	12,261
	こども子育て拠出金	482	
	月計	20,274	19,791
購入(依頼)業者	富山市牛島新町7-1 富山年金事務所		取引規定
			☒ 抵触なし
請求金額	40,065円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	40,065円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定
振替(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により
受領しました。

事業所整理記号	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 7 月	納付期限	令和 7 年 9 月 1 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
15,061	24,522	482	
合 計 額	¥40,065 円		

令和 7 年 6 月分保険料	領収日	令和 7 年 7 月 31 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
15,061	24,522	482
合 計 額	¥40,065 円	

令和 7 年 8 月 21 日

入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
/日本年金機構
(富山)

年金事務所)



930-0005 富山市 新桜町
7-38 富山市議会会派控室

誠政気魄

様

02/02 14127278

(裏面へつづく)



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	おし引き残高
1 07-08-29*	自動機	*124,209		*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065		*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トヤマシンフン	*1,055,755
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

（おし引き）

お振込みの振出先が不明な場合は、お振込みの振出先を不明とさせていただきます。お振込みの振出先が不明な場合は、お振込みの振出先を不明とさせていただきます。

お振込み

お振込みの振出先が不明な場合は、お振込みの振出先を不明とさせていただきます。お振込みの振出先が不明な場合は、お振込みの振出先を不明とさせていただきます。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700033-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.9.1		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日		橋本	合	橋本	
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.1					
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.2	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☒	資 料 購 入 費	R7.9.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日		橋本	合	橋本	
☐	事 務 費	R7.9.2					
特 記 事 項							
<定期的支払>口座振替 初回政務活動費事前審査0700006-1 夏季休暇の期間休止していた為金額が変更になっています							
支出内容		富山新聞年間購読料 R7年8月分					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		2,845円					
振込手数料						金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		2,845円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

備考 お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	お引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209		*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065		*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

【お印し】

1. 両端の欄に印があるお取引は、お振込みの金額に*を付して表示します。
 2. お振込みの印は、お振込みの金額に*を付して表示します。
 クレジット 〇
 1. クレジット 〇

お振込みの金額に*を付して表示します。
 お振込みの金額に*を付して表示します。

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700034-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.9、16		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9、16				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9、19
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.9、19		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.9、19				

特記事項

〈定期的支払〉銀行振込
初回政務活動費事前審査(0700012-1)

支出内容	会派控室電話利用料 (R7年9月分)		
積算根拠	☑納品書等添付あり		
購入(依頼)業者	NTT西日本 西日本電信電話株式会社 富山支店	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	2,626円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	2,626円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

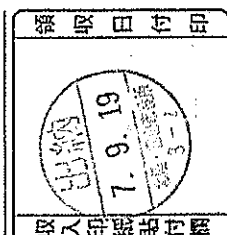
電話料金等領収証
(Receipt)

請求番号
9047868061452

お客さま氏名
誠政気魄 様

金額
2025年 9月分
¥2,626
238円
NTT西日本株式会社

富山支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488



0700034-2

貼付用紙

目録表・訂加表紙等添付し、欄外A A 階以上の大ききの量類は貼る必要がありません。



NTT西日本 | NTT西日本株式会社
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

TEL (總機) 0120-747488

還付先: 千 812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

富山市役所内

誠政氣魄 様

社川 101001321001 00377 00313 00*

NTT西日本料金請求書
(NTT WEST-Bill)

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

（加底半料）

0120-747488

※営業時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
※携帯電話からもご利用いただけます。

クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら

<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>



2025年 9月 9日施行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。

※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

お客さま番号 (076)441-6290 ご請求番号 9047868061452		ご請求年月 2025 年 9 月 分	ご請求額 (Charge) 2,626 円	お支払期限 (Due Date) 2025 年 9 月 25 日
ご 請 求 の 内 訳		金 額 (円)	お 知 ら せ	
NTT西日本ご利用分 (合計)		2,626 2,626	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 営業時間：午前9時～午後5時 ※年末年始を除く(12月29日～1月3日)		加入電話等 局番なしの「116」 電話サービス 携帯電話からは0800-2000116 フレッツサービス・ひかり電話：0120-116116	故障に関するご相談 営業時間：24時間 ※音声ガイダンスによる録音受付	
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えないようお願いいたします。		加入電話等 局番なしの「113」 電話サービス 携帯電話からは0120-444113 フレッツサービス・ひかり電話：0120-248995		
※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。				

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			0700034-
回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	7月26日～8月25日
ダイヤル通話料	34	合算	7月26日～8月25日。なお前月分は25円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	238		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(238)		合算表示の料金を合計した2,388円に10%を乗じて算出しています。
(合計)	2,626		

自動延伸型割引サービスご契約中のお客さまへ

フレッツ光の割引サービス(光もつとつと割、Web光もつとつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/warl/>]でご確認ください。

○ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○「お客さまのご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。なお、価値無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録しておりません。

○他社利用分(ISP利用料等)、リース料、割賦代金等の回収代行料金については、NTT西日本がご請求する(ご請求額)に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

(ご注意)
この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局のゆうちょATMに預けるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
この依頼人様からご提出いただきました払込票に貼られたお印、お名前等は、加入要件に通知する場合があります。
この要領は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
課税相当額以上
貼 付
印

○ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、電話リレーサービス料として、1電話番号あたり1.1円(税込)が含まれております。
○ご利用期間内に移転されたお客さまは上段に旧電話番号、下段に旧電話番号のご利用料金が表示される場合があります。
○フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。ご利用期間については、「請求書」裏面の「料金お問合せ先」(無料)までお問い合わせください。

●お支払場所

料金のお支払いにつきましては下記のお支払場所に請求書をご持参のうえ、お支払いください。
銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いのできない店舗もございます)

※その他、電話料金に関わるお問合せにつきましては「請求書」裏面の「料金お問合せ先」(無料)までご連絡ください。

この用紙には何も記載しないでください。



年 月 日	内 容	お支払い金額	お預かり金額	お引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トナシンパン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	富士 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この表は、お支払いの金額と、お預かりの金額とを比較して、お引き残高を算出しています。
 ※お支払いの金額は、お支払いの月の翌月の10日までに、お引き残高がゼロになります。
 ※お預かりの金額は、お預かりの月の翌月の10日までに、お引き残高がゼロになります。

お支払いの金額
 お預かりの金額
 お引き残高

政務活動費《事後》
審査書 兼 支出伝票

整理番号	0700035-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☐ 調 査 研 究 費	起 案 日	会 派 承 認 欄		
☐ 研 修 費	R7.9.17	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 広 報 広 聴 費	承 認 日			
☐ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.17			
☐ 会 議 費	支払件数 1 支払日(口座振込完了日)	R7.9.19		
☐ 資 料 作 成 費	起 案 日	支 払 完 了 報 告		
☐ 資 料 購 入 費	R7.9.19	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 人 件 費	承 認 日			
☒ 事 務 費	R7.9.19			

特 記 事 項

納付書にて支払い
初回政務活動費事前審査(0700009-1)

支出内容	タブレット通信料 議員負担分 8月分		
積算根拠	☑請求書等添付あり 請求内訳添付		
購入(依頼)業者	富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	4,767円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	4,767円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない)

富山市 納入通知書兼領収証書

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号

誠政気魄 会長 橋本 雅雄

様

納付番号	4104 - 001013315 - 00000000	金額	4,767円
納付科目	その他の雑入 (01-1-20-06-03-03-99-00)		00023899
年度	07	主管課名	議会事務局庶務課
		納付期限	令和 7年10月 3日
納付内容	タブレット端末通信料 (誠政気魄・8月分)		

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納入してください。

令和 7年 9月17日

富山市長 藤井 裕久



収入印紙不要

納付者保管

議 庶 第 1 2 3 3 号
令和 7 年 9 月 1 7 日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、8月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いくださいますようお願いいたします。

記

1. 請求額
誠政気魄
金 4, 7 6 7 円
2. 支払期日
令和 7 年 1 0 月 3 日（金）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係
電話 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 5 7

8月分タブレット端末通信料 請求内訳

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1,589円
橋本 雅雄	1,589円
谷口 寿一	1,589円
合計	4,767円



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お引当り金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トマソンマン	*1,055,755
4 07-09-12*	自動機	*4,000	貸付 自宅新築	*1,051,755
5 07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
6 07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
7 07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362

8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この明細書は、お支払いの金額と、お引当りの金額とを比較し、お支払いの金額が、お引当りの金額を上回っていることを示しています。

※この明細書は、お支払いの金額と、お引当りの金額とを比較し、お支払いの金額が、お引当りの金額を上回っていることを示しています。

※この明細書は、お支払いの金額と、お引当りの金額とを比較し、お支払いの金額が、お引当りの金額を上回っていることを示しています。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700036-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒ 調査研究費	起案日			会派承認欄			
☒ 研修費	R7.9.17			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒ 広報広聴費	承認日						
☒ 要請・陳情活動費	R7.9.17						
☒ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.24		
☐ 資料作成費	起案日			支払完了報告			
☐ 資料購入費	R7.9.24			代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐ 人件費	承認日						
☒ 事務費	R7.9.24						
特記事項							
初回政務活動費事前審査(0700010-1)							
支出内容	会派控室コピー機カウンターチャージ料 8月分 自動更新						
積算根拠	☒ 請求書等添付あり						
購入(依頼)業者	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2 キャノンマーケティングジャパン株式会社 契約情報センター 0120-658-901					取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額	1,687円						
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額	1,687円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

Canon

2025年08月12日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号: T5010401008297

お支払方法: ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日: 2025年09月24日

お引落口座: 北陸銀行

富山市役所出張所

ご請求書 (お引落のお知らせ)

誠政気魄 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号	: 604254-0010-01
請求書No.	: 85203040
締日	: 2025年08月分
ご請求額 (税込)	: ¥1,687-

契約書No. K210223275 設置先名 富山市議会 会派 誠政気魄
製品名 IR-ADVC3730F シリアルNo. 33612263

品名	数量	単位	金額
1 カラーコピー	0		0
2 カラープリント	0		0
3 フラック	3		24,153
品名	カウンター保守料金	数量・月数	金額
1 カラーコピー	1	0	0
2 カラープリント	1	78	936
3 フラック	1	299	598

(ミニマム 50枚/月含む)

<各種サービス料金合計>

料金合計 (税抜)

(10%対象)	1,534
消費税等	153
ご請求額合計	1,687

※…非課税または免税 / *…軽減税率対象品目 / !…8%軽減税率対象品目 / X…全額ご入金済 / 〃…一部ご入金済



年 月 日	摘 要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシンマン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	倉庫 自宅新築	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTR 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(キリン)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シンフンYC)	*1,034,875
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※ 両方の金額が一致しない場合は、両方の金額に差額を記入してください。
 ※ 両方の金額が一致しない場合は、両方の金額に差額を記入してください。

お支払い金額
 お預かり金額
 差し引き残高

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号		0700037-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.9.19		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.19					
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.24	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☒	資 料 購 入 費	R7.9.24		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☐	事 務 費	R7.9.24					
特 記 事 項							
〈定期的支払〉口座振替 事前審査0700007-1							
支出内容		読売新聞購読料 (R7年9月分)					
積算根拠		☒ 請求書添付あり					
購入(依頼)業者		富山市弥生町2丁目1-2 株式会社 太田新聞店				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		3,800円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行		
政務活動費支出額		3,800円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

御 請 求 書

ページ
1

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所 6F

富山市議会誠政気魄 御中

(14040)

毎々に格別の御明立を戴き誠に有難うございます。

下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

930-0019
富山県富山市弥生町2丁目9番2号
株式会社太田新聞店
読売新聞 富山中央
太田和彦
電話 076-433-2205
■お振込口座 北陸銀行
清水町支店普通 口座番号 6053909
株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税 0円)

(8.0%対象

3,800円消費税 281円)

07年09月度

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年09月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

9月16日



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	繰上引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トヤマシブン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	貸上 自宅新築	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTR 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(キヤノン)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シンフン)YC	*1,034,875
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この表は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、繰上引き残高と一致することを確認してください。
 ※繰上引き残高は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、繰上引き残高と一致することを確認してください。
 ※繰上引き残高は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、繰上引き残高と一致することを確認してください。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700038-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.9.5		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.5					
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.26	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.9.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	人 件 費	承 認 日					
☐	事 務 費	R7.9.26					
特 記 事 項							
9月からの標準決定通知書を添付 初回政務活動費事前審査0700008-1 の為、26日に支給となりました							
支出内容	令和7年会派事務員給料 9月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間						
積算根拠	☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,851円 介護保険料 1,129円 健康保険計 7,980円 厚生年金 12,993円 計 20,973円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 円						
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員				取引規定		
					☒ 抵触なし		
請求金額	123,027円						
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額	123,027円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料20,973円 内訳健康保険料7,980円(保険料6,851円 介護保険料1,129円)
厚生年金12,993円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年9月26日

経理責任者

谷口 寿一



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

基本給 144,000円 9月～は標準報酬142,000円で計算				
	会派負担	事務員負担	合計	保険料率
健康保険料	6,852	6,851	13,703	9.65
介護保険料	1,129	1,129	2,258	1.59
厚生年金	12,993	12,993	25,986	18.30
子ども子育て	511		511	0.36
	21,485	20,973	42,458	

930-0005
富山市 新桜町 7-38
富山市議会会派控室
誠政気魄

1/1

橋本 雅雄 様

202502231889556 00001



702AKA30020413

0061238 0002/0003 8520



通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保險・厚生年金保險被保險者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-セキル

事業所番号 15027

被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(原年)		
1			142千円	142千円		

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種：男性（基金加入） 特例第二種：女性（基金加入）
特例第三種：坑内員（基金加入）

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 7年 7月 2日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)



2402 1032 008

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～適用
・介護保険料率:令和7年3月分～適用

・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(富山支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	58,000	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,397.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,081.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,968.8	7,984.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,076.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,886.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間373万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

0700038-2

給与所得の源泉徴収税額表（令和7年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和5年3月31日財務省告示第94号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

会派事務員 雇用保険用口座



3

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 07-04-23*	自動機		*726	*726
2 07-05-30*	自動機		*792	*1,518
3 07-06-30*	自動機		*792	*2,310
4 07-07-31*	自動機	給料 792円 夏期給料 1029円	*1,821	*4,131
5 07-08-29*	自動機		*792	*4,923
6 07-09-26*	自動機		*792	*5,715
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケンニ 〇〇-〇〇
 トリタテニ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
 お支払いできる期限は、所定の
 不通過還期限経過後となります。



3

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

目税 取納金 資金		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(受)		⑧ 領 収 証 書		納期等使用欄		納期等の区分	
32301		トヤマ		00043611		110		00106399	
区分	支払年月日	金額	税額	延滞税	合計額	納期等の区分	令和	年	月
俸給・給料等	070926					支払分源泉所得税 及び復興特別所得税			
給与(役員等を除く)						証券受領			
日雇労働者の 賃金						内容			
退 当 等						領収年月日及び領収者名			
税理士等の 法 額						7. 9. 26			
役員費等						左記の合計額を領収しました。			
同上の支払 確定年月日									
住所 930-8510 (電話番号 トヤマ シンサクラマチ 7-38 氏名 セイセイ キハツ 摘要		年末調整による 不足税額 年末調整による 超過税額 本 税 延 滞 税 合計額		日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を 含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示 されているかお確かめください。					

10-07301-00106399 0 (YC-01482) H

雇 用 契 約 書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7年 5月 1日から令和 8年 3月31日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本誓2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

代 表

橋本雅雄



(乙) 住 所

氏 名



Sカード

前半

氏名

所属 誠政気魄 R7年9月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退
1日	8:36	16:01				
2日	8:37	16:00				
3日	8:32	16:00				
4日	8:31	16:00				
5日	8:36	16:00				
6日	8:36	16:00				
7日	8:35	16:00				
8日	8:32	16:00				
9日	8:30	16:00				
10日	8:31	16:00				
11日	8:30	16:00				
12日	8:30	16:00				
13日	8:30	16:00				

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 !→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認印				
-----	--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-610-200 マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 R7年9月 NO.

日付	出	退	出	退	出	退
1日	8:36	16:00				
2日	8:36	16:00				
3日	8:35	16:00				
4日	8:31	16:00				
5日	8:31	16:00				
6日	8:36	16:00				
7日	8:35	16:00				
8日	8:32	16:00				
9日	8:30	16:00				
10日	8:31	16:00				
11日	8:30	16:00				
12日	8:30	16:00				
13日	8:30	16:00				

1	2	3	4	5

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	日	休日時間	日	休寝	日
早出	日	残業	日	深夜	日
遅刻	日	直帰	日	外出	日

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

9/9 (火) 退勤時間のタイムレコーダーの
 時間のズレで15:59とわかりました
 16:00に退勤しています

9月分の事務員の給料支給日について経緯書

本来であれば、月末支給になりますが、

26日の支給となりました。

代表、経理担当議員も把握しており、承諾しております。

誠政気魄	代表	橋本	雅雄
	経理担当	谷口	寿一



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシンマン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	窓口 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タレント 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC (キャノ)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC (シンフ) NYC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027		*911,848
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700039-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.9.19		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.19				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.29
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.9.29		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.9.29				
特 記 事 項						
13 初回政務活動費事前審査 0700005-1 基本料金変更及び支払手続き変更 変更前 基本料金2,009円 銀行口座振込 変更後 基本料金6,600円 毎月27日に会派の口座より引落 金融機関休業日は翌営業日						
支出内容		インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 9月分				
積算根拠		☒ 請求書等添付あり				
購入(依頼)業者		富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		6,600円				
振込手数料					金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額		6,600円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						



年 月 日	内 容	お 金 引 金 額	お 金 引 金 額	お 金 引 金 額
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	倉庫 自電新入	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(キヤノ)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シフン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027		*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977		*809,271
07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1		*805,390
15				
16				
17				
19				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この表は、お金の引き落としの記録です。お金の引き落としの金額は、お金の引き落としの金額と一致します。

お金の引き落としの金額は、お金の引き落としの金額と一致します。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700040-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☒	調査研究費	起案日		会派承認欄			
☒	研修費	R7.9.22		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	広報広聴費	承認日					
☒	要請・陳情活動費	R7.9.22					
☒	会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.30	
☐	資料作成費	起案日		支払完了報告			
☐	資料購入費	R7.9.30		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☒	人件費	承認日					
☐	事務費	R7.9.30					
特記事項							
<定期的支払>口座振替 翌月末 初回政務活動費事前審査(0700011-1) 5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。 夏季期末手当分、8月分の支払							
支出内容		会派事務員社会保険料 令和7年夏季期末手当分、8月分					
積算根拠		☒ 見積書等添付あり					
購入(依頼)業者		富山市牛島新町7-1 富山年金事務所				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		95,977円					
振込手数料						金融機関名	
政務活動費支出額		95,977円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

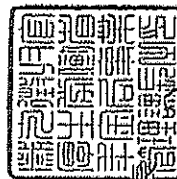
下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理区分	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和7年	納付期	令和7年9月30日
健康勘定		厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	36,079		58,743
合 計	額		¥95,977 円

令和7年	7月分	保険料	令和7年	9月	1日
健康勘定		厚生年金勘定	業務勘定		
健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		
	15,061		24,522		482
合 計	額				¥40,065 円

令和7年9月18日

歳入徴収官



厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構
富山年金事務所)

930-0005 富山市 新桜町
7-38 富山市議会会派控室

誠政気魄

様

02/02 14127205

(裏面へつづく)



年月日	摘要	お支払い金額	お戻り金額	差し引き
1 07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トマジンフン	*1,055,755
4 07-09-12*	自動機	*4,000	富士 自宅新築	*1,051,755
5 07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
6 07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
7 07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
8 07-09-24		*1,687	SMBC (キヤノ)	*1,038,675
9 07-09-24		*3,800	SMBC (シンフン)YC	*1,034,875
10 07-09-26*	自動機	*123,027		*911,848
11 07-09-29		*6,600	CATV トマ	*905,248
12 07-09-30	社会保険	*95,977		*809,271
13 07-10-02		*3,880	トマジンフン	*805,391
14 07-10-02*	自動機	*1		*805,390
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※お支払い金額は、お支払いの金額に、お戻りの金額を差し引いた金額です。
 ※お戻りの金額は、お戻りの金額に、お支払いの金額を足した金額です。

お支払いの金額は、お支払いの金額に、お戻りの金額を差し引いた金額です。
 ※お戻りの金額は、お戻りの金額に、お支払いの金額を足した金額です。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700041-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10、1		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10、1				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10、2
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☒	資 料 購 入 費	R7.10、2		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.10、2				
特 記 事 項						
〈定期的支払〉口座振替 初回政務活動費事前審査0700006-1						
支出内容		富山新聞年間購読料 R7年9月分				
積算根拠		☒ 請求書等添付あり				
購入(依頼)業者		富山市黒崎588 富山新聞販売(株)奥田センター 所長 中坂 匡伸				取引規定 ☒ 抵触なし
請求金額		3,880円				
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額		3,880円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

備考 お振込手数料は御社ご負担にてお願い致します。



07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシマツ	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	住宅ローン	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000	住宅ローン	*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTR 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タレント 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC (キヤノン)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC (シブシブ)	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATV料	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271

07-10-02		*3,880	トマシマツ	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期貸付の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマシマツ カイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767		*2,150,623
07-10-20*	自動機	*8,000		*2,142,623

18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この表は、あくまで参考値です。実際の金額は、各金融機関の口座振替記録を参照してください。

※この表は、あくまで参考値です。実際の金額は、各金融機関の口座振替記録を参照してください。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700042-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.2				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.2
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.10.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.10.2				
特 記 事 項						
初回政務活動費事前審査0700008-1						
支出内容		令和7年会派事務員夏季期末手当の社会保険料控除額の誤りがあったため返金				
積算根拠		☒ 納品書等添付あり 賞与支給額 187,200円 控除 保険料 9,023 円 正9,022円 介護保険料 1,486 円 健康保険計 10,509円 正10,508円 厚生年金 17,110円 計 27,619円 正27,618円 雇用保険 1,029 円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収分 円				
購入(依頼)業者		富山市議会誠政気魄 会派事務員			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		1円				
振込手数料				金融機関名		
政務活動費支出額		1円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

政務活動費《事後》
審査書兼支出伝票

整理番号 0700023-2

会派名 誠政気魄

議員名

☒ 調査研究費	起案日	会派承認欄		
☒ 研修費	R7.7./0	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 広報広聴費	承認日			
☒ 要請・陳情活動費	R7.7./0			
☒ 会議費	支払件数 1	支払日(口座振込完了日) R7.7.3/		
☐ 資料作成費	起案日	支払完了報告		
☐ 資料購入費	R7.7.3/	代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒ 人件費	承認日			
☐ 事務費	R7.7.3/			

特記事項

初回政務活動費事前審査0700008-1

支出内容	令和7年会派事務員夏季期末手当		
積算根拠	☒ 納品書等添付あり 賞与支給額 187,200円 控除 保険料 9,023 円 介護保険料 1,486 円 健康保険計 10,509円 厚生年金 17,110円 計 27,619円 雇用保険 1,029 円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収分 円		
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員	取引規定 ☒ 抵触なし	
請求金額	159,581円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	159,581円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料27,619円 (内訳健康保険料10,509円(保険料9,023円 介護保険料1,486円)
厚生年金17,110円 雇用保険料 1,029円 源泉徴収税額 円 合計35,123円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年7月31日

経理責任者

谷口 寿一



印

氏 名		受領印	
-----	--	-----	--

賞与分計算 (訂正)

187,200 円 支給額

187,000 (千円未満切捨で計算)小数点以下四捨五入

健康保険料 9.65%

介護保険料 1.59%

厚生年金 18.3%

子ども子育て拠出金 0.36%

187,000円×9.65% 18,045.5円 9,023円事業主 9,022円事務員

187,000円×1.59% 2,973円 1,487円事業主 1,486円事務員

187,000円×18.3% 34,221円 17,111円事業主 17,110円事務員

187,000円×0.36% 673円 事業主のみ

事務員負担分 27,618円

会派負担分 28,294円

計 55,912円

賞与分計算

187,200 円 支給額

187,000 (千円未満切捨で計算)小数点以下四捨五入

健康保険料 9.65%

介護保険料 1.59%

厚生年金 18.3%

子ども子育て拠出金 0.36%

187,000 円 $\times$ 9.65% 18,046 円 9,023 円187,000 円 $\times$ 1.59% 2,973 円 1,487 円事業主 1,486 円事務員187,000 円 $\times$ 18.3% 34,221 円 17,111 円事業主 17,110 円事務員187,000 円 $\times$ 0.36% 673 円 事業主のみ

事務員負担分 27,619 円

会派負担分 28,294 円

計 55,913 円

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所登録番号	01ヤキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 8 月	納付期限	令和 7 年 9 月 30 日
健康勘定		厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料		厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
	36,079		58,743
合 計		額	¥95,977 円

令和 7 年 7 月分	保険料	額	令和 7 年 9 月 1 日
健康勘定			業務勘定
健康保険料			子ども・子育て拠出金
	15,061	24,522	482
合 計		額	¥40,065 円

令和 7 年 9 月 18 日

歳入徴収官



厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構)

(富山 年金事務所)

930-0005 富山市 新松町
7-38 富山市議会会派控室

誠政気魄

様

02/02 14127205

(裏面へつづく)

夏季期未処分 55,912 円
8月給処分 40,065 円
95,977 円



07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トヤマシンフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	貸与 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タイル 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(株)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シンフン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271

07-10-02		*3,880	トヤマシンフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期賞与分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トヤマシン"カイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767		*2,150,623
07-10-20*	自動機	*8,000		*2,142,623
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この表は、当社の経理システム上、自動的に作成されています。
 ※内容に誤りがある場合は、当社の経理システム上、自動的に修正されます。
 ※内容に誤りがある場合は、当社の経理システム上、自動的に修正されます。

※この表は、当社の経理システム上、自動的に作成されています。
 ※内容に誤りがある場合は、当社の経理システム上、自動的に修正されます。
 ※内容に誤りがある場合は、当社の経理システム上、自動的に修正されます。

政務活動費《事後》
審査書兼 支出伝票

整理番号	0700044-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒	調	査	研	究	費	起案日		会派承認欄		
☒	研	修	費			R7.10、20		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広	報	広	聴	費	承認日				
☒	要	請	・	陳	情	活	動			
☒	会	議	費			支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10、20
☐	資	料	作	成	費	起案日		支払完了報告		
☐	資	料	購	入	費	R7.10、20		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人	件	費			承認日				
☒	事	務	費			R7.10、20				

特記事項

納付書にて支払い
初回政務活動費事前審査(0700009-1)

支出内容	タブレット通信料 議員負担分 9月分		
積算根拠	☑請求書等添付あり 請求内訳添付		
購入(依頼)業者	富山市新桜町7番38号 富山市議会事務局	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	4,767円		
振込手数料		金融機関名	北陸銀行
政務活動費支出額	4,767円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらなし)

富山市 納入通知書兼領収証書

〒930-8510
富山県富山市新桜町7番38号

誠政気魄 会長 橋本 雅雄

様

納付番号	4104 - 001014694 - 00000000	金額	4,767円
納付科目	その他の雑入 (01-1-20-06-03-03-99-00) 00027095		
年度	07	主管課名	議会事務局庶務課
納付期限	令和 7年10月31日		
納付内容	タブレット端末通信料 (誠政気魄・9月分)		

切り取らないでお出しください。

上記の金額を納入してください。

令和 7年10月16日

富山市長 藤 井 裕



収入印紙不要

議 庶 第 1 4 1 1 号
令和 7 年 1 0 月 1 6 日

誠政気魄
会長 橋本 雅雄 様

富山市長 藤 井 裕 久

タブレット端末通信料（議員負担分）の支払について（依頼）

このことについて、9月分の通信料を下記の支払期日までに別紙納付書にてお支払いただきますようお願いいたします。

記

1. 請求額
誠政気魄
金 4, 7 6 7 円
2. 支払期日
令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

（担当）議会事務局 庶務課 庶務係
電話 0 7 6 - 4 4 3 - 2 1 5 7

9月分タブレット端末通信料 請求内訳

誠政気魄

氏名	通信料 (議員負担分・定額)
尾上 一彦	1, 5 8 9円
橋本 雅雄	1, 5 8 9円
谷口 寿一	1, 5 8 9円
合計	4, 7 6 7円



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,661
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	貸出 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	クレジット 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC (キャッシング)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC (キャッシング)	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATV トマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271

07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期休暇分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマシキ"カイシヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767		*2,150,623
07-10-20*	自動機	*8,000		*2,142,623

18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

※この明細書は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、お支払い金額と、お預かり金額の合計と一致することを確認してください。

※この明細書は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、お支払い金額と、お預かり金額の合計と一致することを確認してください。

※この明細書は、お支払い金額と、お預かり金額の合計が、お支払い金額と、お預かり金額の合計と一致することを確認してください。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700045-2			
				会派名	誠政気魄			
				議員名				
☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄				
☒	研 修 費	R7.10.20		代表者	経理責任者	申請者(議員)		
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日						
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.20						
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.20		
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告				
☐	資 料 購 入 費	R7.10.20		代表者	経理責任者	申請者(議員)		
☐	人 件 費	承 認 日						
☒	事 務 費	R7.10.20						
特 記 事 項								
<定期的支払>銀行振込 初回政務活動費事前審査(0700012-1)								
支出内容		会派控室電話利用料 (R7年10月分)						
積算根拠		☒ 納品書等添付あり						
購入(依頼)業者		NTT西日本 西日本電信電話株式会社 富山支店				取引規定 ☒ 抵触なし		
請求金額		2,616円						
振込手数料						金融機関名		
政務活動費支出額		2,616円						
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)								
電話料金等領収証 (Receipt) ご請求番号 1077866441390 お署名さま氏名 誠政気魄 様 金 額 2025年10月分 ¥2,616 55. 消費税等 237円 NTT西日本株式会社 富山支店 お署名さまからの 料金お問合せ先(無料) 0120-747488 領収田中 様 25.10.20 収入印紙貼付欄								

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

NTT西日本 | NTT西日本株式会社
富山支店

930-0005

富山市新桜町7-38

富山市役所内
誠政気魄 様

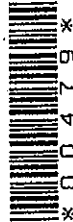
TEL 0120-747488

通付先: 〒812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私番号112号

101001321001 00532 00479 00*

NTT西日本料金請求書
(NTTWEST-Bill)

2025年10月12日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。
裏面のお支払場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息を
お支払いいただく場合があります。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問い合わせ先:

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。
※携帯電話からもご利用いただけます。クレジットカード払いなど料金の
各種お手続きはこちら<https://www.ntt-west.co.jp/product/rd/bill/>

お客さま番号 (076)441-6290 ご請求番号 1077866441390	ご請求年月 2025年10月分	ご請求額 (Charge) 2,616 円	お支払期限 (Due Date) 2025年10月27日
ご 請 求 の 内 訳	金 額 (円)	お 知 ら せ	
NTT西日本ご利用分 (計)	2,616 2,616	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
お申し込み・お問い合わせ 加入電話等: 局番なしの「116」 電話サービス: 携帯電話からは0800-2000116 営業時間: 午前9時~午後5時 ※年末年始を除く(12月29日~1月3日) フレッツサービス: ひかり電話: 0120-116116		故障に関するご相談 加入電話等: 局番なしの「113」 電話サービス: 携帯電話からは0120-444113 営業時間: 24時間 ※音質ガイドによる録音受付 フレッツサービス: ひかり電話: 0120-248995	
※通話料無料 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 ※料金に関するお問い合わせは上記「料金・お問い合わせ先」までお願いいたします。			

下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料〈基本料〉(事務用)	2,350	合算	8月26日～ 9月25日
ダイヤル通話料	25	合算	8月26日～ 9月25日。なお前月分は34円でした。
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	237		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(237)		合算表示の料金を合計した2,378円に10%を乗じて算出しています。
(合 計)	2,616		

自動延伸型割引サービスご契約中のお客様へ

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

○ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、電話リレーサービス料として、1電話番号あたり1.1円(税込)が含まれております。
○ご利用期間内に移転されたお客様は上段に旧電話番号、下段に現電話番号のご利用料金が表示される場合があります。
○フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。ご利用期間については、「請求書」表紙の「料金お問合せ先」(無料)までお問合せ願います。

●お支払場所

料金のお支払いにつきましては下記のお支払場所に請求書をご持参のうえ、お支払いください。
銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いのできない店舗もございます)

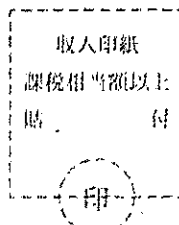
※その他、電話料金に関わるお問合せにつきましては「請求書」表紙の「料金お問合せ先」(無料)までご連絡ください。

○ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○電話リレーサービス料は、電話リレーサービス(聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、電話リレーサービス支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会)から1電話番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

○「お客様のご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。なお、発信無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録していません。
○他社利用分(ISP利用料等)、リース料、割賦代金等の回収代行料金については、NTT西日本がご請求する「ご請求額」に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

【ご注意】
この用紙は、後述で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込用紙付きATMでもご利用いただけます。
この払込用紙をゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお取りになるときは、引換えに預け戻す必要はありません。
ご依頼人様からご提出いただきました払込票に記録されたあとご本人、おなじみの方、加入者等に通知する場合があります。
この記録は、払込の証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には何も記載しないでください。



年 月 日	簡 要	お 支 払 い 金 額	お 預 け り 金 額	差 し 引 き 残 高
1 07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
4 07-09-12*	自動機	*4,000	倉口 自宅新聞	*1,051,755
5 07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
6 07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
7 07-09-19*	自動機	*4,767	タリット 8月分	*1,040,362
8 07-09-24		*1,687	SMBC(株)	*1,038,675
9 07-09-24		*3,800	SMBC(シブン)YC	*1,034,875
10 07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
11 07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
12 07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
13 07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
14 07-10-02*	自動機	*1	夏期前分の社会保険料	*805,390
15 07-10-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
16 07-10-20*	自動機	*4,767	タリット 9月分	*2,150,623
17 07-10-20*	自動機	倉口 倉口	自宅新聞 4000円 x 2L分	*2,142,623
18 07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
19				
20				
21				
22				
23				
24				

1300045

この表は、自動機による入金・出金、および、振込による入金・出金を示しています。

※ 振込による入金・出金は、手続が完了した後に反映されます。

※ 自動機による入金・出金は、入金・出金された日に反映されます。

▶ 振込による入金・出金

振込による入金・出金 (円)

振込による入金・出金 (円)

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号		0700046-2	
				会派名		誠政気魄	
				議員名			
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
☐	研 修 費	R7.10.23		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日					
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.23					
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.23	
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
☐	資 料 購 入 費	R7.10.23		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
☐	人 件 費	承 認 日					
☒	事 務 費	R7.10.23					
特 記 事 項							
初回政務活動費事前審査(0700010-1)							
支出内容		会派控室コピー機カウンターチャージ料 9月分 自動更新					
積算根拠		☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者		千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7-2 キャノンマーケティングジャパン株式会社 契約情報センター 0120-658-901				取引規定	
						☒ 抵触なし	
請求金額		2,664円					
振込手数料				金融機関名			
政務活動費支出額		2,664円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)							

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

Canon

2025年09月11日



キヤノンマーケティングジャパン

登録番号：T5010401008297

ご請求書 (お引落のお知らせ)

誠政気雄 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号 : 604254-0010-01
 請求書No. : 85612115
 締日 : 2025年09月分
 ご請求額 (税込) : ¥2,664-

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2025年10月23日

お引落口座：北陸銀行

富山市役所出張所

契約書No. K210223275 設置先 富山市議会 会派 誠政気雄
 製品名 IR-ADV3730F シリアルNo. 33612263

品名	今回値	前回値	請求期間	2025/08/08~2025/09/10	使用回数	控除数	数量・月数	単価	金額
1 カラーコピー	689	686	0	0	3		3	12.00	36
2 カラープリント	8,926	8,757	1	1	168		168	12.00	2,016
3 ブラック	24,641	24,455	1	1	185		185	2.00	370
品名 カウンター保守料金									
1 カラーコピー									
2 カラープリント									
3 ブラック									

(ミニマム 50枚/月含む)

＜各種サービス料金合計＞

料金合計 (税抜)

(10%対象)
 消費税等
 ご請求額合計

2,422
 2,422
 242
 2,664

※…非課税または免税/…軽減税率対象品目/…8%税率対象品目/…全額ご入金済/…一部ご入金済



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシマツン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	谷口 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タブレット 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(株)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シブヤン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
07-10-02		*3,880	トマシマツン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期賞与分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマシマツンカイショムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767	タブレット 9月分	*2,150,623
07-10-20*	自動機	谷口 尾上 *8,000	自宅新聞 4000円 x 21分	*2,142,623
07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
07-10-23		*2,664	SMBC(株)	*2,137,343
07-10-23		*3,800	SMBC(シブヤン)YC	*2,133,543
21				
22				
23				
24				

(お支払) 1. 口座振替によるお支払の場合は、お支払の金額に間違いがないことを確認してください。
 2. お支払の金額に間違いがある場合は、お支払の金額に間違いがないことを確認してください。
 3. お支払の金額に間違いがある場合は、お支払の金額に間違いがないことを確認してください。

政務活動費《事後》 審査書兼支出伝票				整理番号	0700047-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐ 調査研究費	起案日			会派承認欄		
☐ 研修費	R7.10.23			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 広報広聴費	承認日			橋本	会	橋本
☐ 要請・陳情活動費	R7.10.23					
☐ 会議費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.23	
☐ 資料作成費	起案日			支払完了報告		
☒ 資料購入費	R7.10.23			代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐ 人件費	承認日			橋本	会	橋本
☐ 事務費	R7.10.23					
特記事項						
〈定期的支払〉口座振替 事前審査0700007-1						
支出内容	読売新聞購読料 (R7年10月分)					
積算根拠	☒ 請求書添付あり					
購入(依頼)業者	富山市弥生町2丁目1-2 株式会社 太田新聞店				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	3,800円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	3,800円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

930-0005

富山市新桜町7
富山市役所 6 F

富山市議会誠政気魄 御中

御 請 求 書

ページ

1

(14040)

毎々に格別の御引立を賜き誠に有難うございます。

下記の通り御請求申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

930-0005
富山県富山市新桜町2丁目1番地
株式会社太田新聞店
読売テレビ富山中央
太田一和彦
電話番号 076-433-2315
■お振込口座 北陸銀行
清水町支店普通 口座番号 6053909
株式会社太田新聞店

当月 御請求額

¥3,800

登録番号 T5030001063708

※は軽減税率(10.0%対象

0円消費税

0円)

(8.0%対象

3,800円消費税

281円)

07年10月度

No	品 名	単 価	部 数	金 額	摘 要
01	07年10月分 読売新聞朝刊 ※	3,800	1	3,800	
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
10					
ページ合計			1	3,800	

10月16日



年 月 日	摘要	お支払い金額円	お預かり金額円	差し引き残高円
1 07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トヤマシンフン	*1,055,755
4 07-09-12*	自動機	*4,000	谷口 自宅新築	*1,051,755
5 07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
6 07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
7 07-09-19*	自動機	*4,767	タレット 8月分	*1,040,362
8 07-09-24		*1,687	SMBC (キヤノ)	*1,038,675
9 07-09-24		*3,800	SMBC (シンフン)YC	*1,034,875
10 07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
11 07-09-29		*6,600	CATVトヤマ	*905,248
12 07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
13 07-10-02		*3,880	トヤマシンフン	*805,391
14 07-10-02*	自動機	*1	夏期諸分の社会保険料	*805,390
15 07-10-20	振込	トヤマシンカイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
16 07-10-20*	自動機	*4,767	タレット 9月分	*2,150,623
17 07-10-20*	自動機	谷口、尾上	自宅新築 4000円 x 21分	*2,142,623
18 07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
19 07-10-23		*2,664	SMBC (キヤノ)	*2,137,343
20 07-10-23		*3,800	SMBC (シンフン)YC	*2,133,543
21				
22				
23				
24				

1 通帳に記載の金額は、お支払いの金額と一致しない場合があります。
 2 通帳に記載の金額は、お支払いの金額と一致しない場合があります。
 3 通帳に記載の金額は、お支払いの金額と一致しない場合があります。

お支払いの金額は、お支払いの金額と一致しない場合があります。
 お支払いの金額は、お支払いの金額と一致しない場合があります。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700048-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.27				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.27
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.10.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R7.10.27				
特 記 事 項						
初回政務活動費事前審査 0700013-1 基本料金変更及び支払手続き変更 変更前 基本料金2,009円 銀行口座振込 変更後 基本料金6,600円 毎月27日に会派の口座より引落 金融機関休業日は翌営業日						
支出内容	インターネット使用料 富山市議会誠政気魄控室 10月分					
積算根拠	☒ 請求書等添付あり					
購入(依頼)業者	富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	6,600円					
振込手数料				金融機関名	北陸銀行	
政務活動費支出額	6,600円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	引当金
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	谷口 宅新除	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タレット 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC(株)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC(シフン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期休暇分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマシキ"カイヨルカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767	タレット 9月分	*2,150,623
07-10-20*	自動機	*8,000	谷口 宅新除 4000x 2月分	*2,142,623
07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
07-10-23		*2,664	SMBC(株)	*2,137,343
07-10-23		*3,800	SMBC(シフン)YC	*2,133,543
07-10-27		*6,600	CATVトマ	*2,126,943
22				
23				
24				

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700049-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10.27		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日		橋本	会派	橋本
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.27				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.31
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.10.31		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日		橋本	会派	橋本
☐	事 務 費	R7.10.31				
特 記 事 項						
<定期的支払>口座振替 翌月末 初回政務活動費事前審査(0700011-1) 5月より賃金の月額が変更になりましたが、健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額の変更は9月分からです。						
支出内容	会派事務員社会保険料 令和7年9月分					
積算根拠	☒ 見積書等添付あり	会派負担	本人負担			
	健康保険料	6,852	6,851			
	介護保険料	1,129	1,128			
	厚生年金保険料	12,993	12,993			
	こども子育て拠出金	511				
	月計	21,485	20,972			
購入(依頼)業者	富山市牛島新町7-1 富山年金事務所				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	42,457円					
振込手数料				金融機関名		
政務活動費支出額	42,457円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 9 月	納付期限	令和 7 年 10 月 31 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
15,960	25,986	511	
合 計 額	¥42,457 円		

令和 7 年 8 月分 保 険 料	収 取 日	令和 7 年 9 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
36,079	58,743	1,155
合 計 額	¥95,977 円	

令和 7 年 10 月 21 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

(日本年金機構
富山)

年金事務所)

930-0005 富山市 新桜町
7-38 富山市議会会派控室

誠政気魄

様

02/02 14127315

(裏面へつづく)

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマソンフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	谷口 尾工 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タブレット 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC (キャノン)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC (シンフン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
07-10-02		*3,880	トマソンフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期賞与分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマソンキ"カイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767	タブレット 9月分	*2,150,623
07-10-20*	自動機	谷口 尾工 *8,000	自宅新聞 4000円 x 2L分	*2,142,623
07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
07-10-23		カウチーチャ *2,664	SMBC (キャノン) コピー	*2,137,343
07-10-23		ヨミウリ新聞 *3,800	SMBC (シンフン)YC	*2,133,543
07-10-27		*6,600	CATVトマ	*2,126,943
07-10-31	社会保険	*42,457		*2,084,486
07-10-31*	自動機	*123,028		*1,961,458
07-10-31*	自動機	*1		*1,961,457

(前ページ)

1. 請求書の提出は必ずしも期限の定めは有りません。*と表示します。
 2. 請求書に不備がある場合は、お支払いの遅延に 関係する表示があります。
 ア クレジット
 ト マネ

お支払いの遅延に 関係する表示

お支払いの遅延に 関係する表示

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700050-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10、10		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日		橋本	高橋	橋本
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10、10				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10、3/
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.10、3/		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日		橋本	高橋	橋本
☐	事 務 費	R7.10、3/				
特 記 事 項						
9月からの標準決定通知書を添付 初回政務活動費事前審査0700008-1						
支出内容	令和7年会派事務員給料 10月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間					
積算根拠	☒ 見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,851円 介護保険料 1,128円 健康保険計 7,979円 厚生年金 12,992円 / 2,993円 計 20,972円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 円					
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員				取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額	123,028円					
振込手数料			金融機関名			
政務活動費支出額	123,028円					
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

振 替 証 明 書

会派名

誠政気魄

金 額		円
-----	--	---

控除額 社会保険料20,972円 内訳健康保険料7,979円(保険料6,851円 介護保険料1,128円)
厚生年金12,993円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年10月31日

経理責任者

谷口 寿一



氏 名		受領印	
-----	--	-----	--



0700050-2

930-0005
富山市 新桜町 7-38
富山市議会会派控室
誠政気魄

1/1

橋本 雅雄 様

202502231889556 00001

[Barcode]

702AKA30020413

0061238 0002/0003 8520



通知書は、処理が完了した方の分から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-セキ

事業所番号 15027

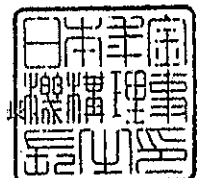
被保険者 整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚年)		
1			142千円	142千円		

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和 7年 7月 2日

日本年金機構理事
(富山年金事務所)

2402 1032 008

令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
・介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(富山支部)

(単位: 円)

標準報酬 等級 月額		報酬月額 円以上 円未満		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.65%		11.24%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	～	63,000	5,597.0	2,798.5	6,519.2	3,259.6		
2	68,000	63,000	73,000	6,562.0	3,281.0	7,643.2	3,821.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,527.0	3,763.5	8,767.2	4,383.6		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,492.0	4,246.0	9,891.2	4,945.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,457.0	4,728.5	11,015.2	5,507.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,036.0	5,018.0	11,689.6	5,844.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,615.0	5,307.5	12,364.0	6,182.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,387.0	5,693.5	13,263.2	6,631.6	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,159.0	6,079.5	14,162.4	7,081.2	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,931.0	6,465.5	15,061.6	7,530.8	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,703.0	6,851.5	15,960.8	7,980.4	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,475.0	7,237.5	16,860.0	8,430.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,440.0	7,720.0	17,984.0	8,992.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,405.0	8,202.5	19,108.0	9,554.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,370.0	8,685.0	20,232.0	10,116.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,335.0	9,167.5	21,356.0	10,678.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,300.0	9,650.0	22,480.0	11,240.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,230.0	10,615.0	24,728.0	12,364.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,160.0	11,580.0	26,976.0	13,488.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,090.0	12,545.0	29,224.0	14,612.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,020.0	13,510.0	31,472.0	15,736.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,950.0	14,475.0	33,720.0	16,860.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,880.0	15,440.0	35,968.0	17,984.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,810.0	16,405.0	38,216.0	19,108.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,740.0	17,370.0	40,464.0	20,232.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,670.0	18,335.0	42,712.0	21,356.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,565.0	19,782.5	46,084.0	23,042.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,460.0	21,230.0	49,456.0	24,728.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,355.0	22,677.5	52,828.0	26,414.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,250.0	24,125.0	56,200.0	28,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,145.0	25,572.5	59,572.0	29,786.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,040.0	27,020.0	62,944.0	31,472.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,935.0	28,467.5	66,316.0	33,158.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,830.0	29,915.0	69,688.0	34,844.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,725.0	31,362.5	73,060.0	36,530.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,620.0	32,810.0	76,432.0	38,216.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,515.0	34,257.5	79,804.0	39,902.0		
38	750,000	730,000	770,000	72,375.0	36,187.5	84,300.0	42,150.0		
39	790,000	770,000	810,000	76,235.0	38,117.5	88,796.0	44,398.0		
40	830,000	810,000	855,000	80,095.0	40,047.5	93,292.0	46,646.0		
41	880,000	855,000	905,000	84,920.0	42,460.0	98,912.0	49,456.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,745.0	44,872.5	104,532.0	52,266.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	94,570.0	47,285.0	110,152.0	55,078.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	99,395.0	49,697.5	115,772.0	57,888.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	105,185.0	52,592.5	122,516.0	61,258.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,975.0	55,487.5	129,260.0	64,630.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,765.0	58,382.5	136,004.0	68,002.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	122,555.0	61,277.5	142,748.0	71,374.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	128,345.0	64,172.5	149,492.0	74,746.0		
50	1,390,000	1,355,000		134,135.0	67,067.5	156,236.0	78,118.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.65%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間130万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一環として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

会派事務員 雇用保険用口座



3

年 月 日	摘 要	お 支 払 い 金 額 (円)	お 預 け り 金 額 (円)	差 し 引 き 残 高 (円)
1 07-04-23*	自動機		*726	*726
2 07-05-30*	自動機		*792	*1,518
3 07-06-30*	自動機		*792	*2,310
4 07-07-31*	自動機	給料 992円 夏期手当 1029円	*1,821	*4,131
5 07-08-29*	自動機		*792	*4,923
6 07-09-26*	自動機		*792	*5,715
7 07-10-31*	自動機		*792	*6,507
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				



③通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。

④証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

ア ケン - 88-88
トリッテ - 88-88

お支払いできる日
お支払いできる期限は、所定の
不渡返却期限経過後となります。



3

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

税 収 納 金 資 金		給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書(受)		⑤ 領 収 証 書		送 付 書 使 用 票		送 付 書 使 用 票	
32301		トヤマ	00043611	110	00106399				
区 分	支 払 年 月 日	人 名	支 払 金 額	税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額	納 税 額
給 付 金 等	6/1/21		2,500	36					
特(給付金を除く)									
雇 務 者 の 金 額									
雇 主 等									
免 理 士 等 の 金 額									
免 費 金 等									
同 上 の 支 払 確 定 年 月 日									
住 所 930-8510 (電話番号)					年末調整による 不足税額				
トヤマ シンリクマチ 7-38					年末調整による 超過税額				
氏 名 姓 名					本 税				
セイセイ キハツ					延 滞 税				
摘 要					合 計 額				
					日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているがご確認ください。				

納期等の区分

令和 年 月

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

内 容

(領収年月日及び領収者名)



左記の合計額を領収しました

5-07301-00106399 0 (YC-01482) H

雇 用 契 約 書

富山市議会 「誠政気魄」(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という)は、以下の条件により雇用契約(以下「本契約」という)を締結する

1. 雇用期間日

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

2. 就業場所

富山市役所内 「誠政気魄」議員控室

3. 就業時間

月・火・水・木・金曜日午前9時から午後4時までとする。

(うち休憩時間60分)

4. 有給休暇

雇用期間内の取得可能日数は16日間とする。

5. 休日

土曜日・日曜日および祝祭日、夏季3日、年末年始6日間

6. 業務内容

富山市議会政務活動に関する補助業務

7. 賃金等

給与 基本給：144,000円

(支給日：毎月末日)

(休日以外に業務の不履行があった場合は1日につき基本給の20分の1の額を減額する。)

各種保険加入。交通費は乙が負担するものとする。

賞与 7月期：基本給の1.3ヶ月 12月期：基本給の1.3ヶ月

(支給日 7月期：7月末日、12月期：12月10日)

※ただし、支給日が休日となった場合は、その前の営業日に支払うものとする。

8. 守秘義務

乙は業務上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはいけない。

9. 服装

勤務にあたっては品のない服装や華美な服装等は避け、議会で勤務するものとしてふさわしい服装を身に着け、来庁者に不快感を与えることがないようにしなければならない。

10. 再委託の禁止

乙は業務の全部または一部の処理を第三者に再委託して行わせてはいけない。

11. 契約の解除

- (1) 甲は乙が業務の実施困難と判断した場合は契約を解除する。
- (2) 乙の故意または重大なる過失により甲が不利益を被った場合も同じく契約を解除する。

12. その他

- (1) 上記雇用契約について甲と乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。
- (2) 上記を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 5月 1日

(甲) 住 所 富山市新桜町7番38号

氏 名 富山市議会 誠政気魄

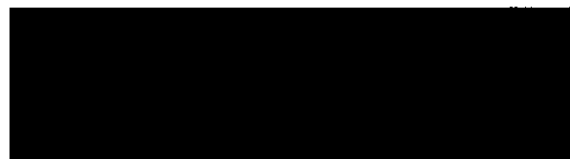
代 表

橋本 雅雄



(乙) 住 所

氏 名



Sカード

前半

氏名

所属 誠政気魄 27 年 10 月 NO.

日付	出	退	出	退	時間数
2日	8:38	16:00			
3日	8:32	16:00			
6日	8:30	16:00			
7日	8:37	16:00			
8日	8:40	16:00			
9日	8:36	16:00			
10日	8:39	16:00			
14日	8:32	16:00			
15日	8:31	16:00			
16日	8:35	16:00			

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 !→直行 !→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

確認印				

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本製品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-510-200 マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属 誠政気魄 27 年 10 月 NO.

日付	出	退	出	退	時間数
17日	8:35	16:00			
20日	8:40	16:00			
21日	8:33	16:00			
22日	8:32	16:00			
23日	8:32	16:00			
24日	8:32	16:00			
27日	8:33	16:00			
28日	8:40	16:00			
29日	8:33	16:00			
30日	8:38	16:00			
31日	8:35	16:00			

注釈	1	2	3	4	5

就業日数	21	日	休日出勤		日	欠勤	日
就業時間	H		休出時間	H	休寝	日	
早出	H		残業	H	深夜	H	
遅刻	回	H	早退	回	H	外出	回

品名:ER-Sカード

MAX CO.,LTD.

PAT.



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	お引き残高
07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
07-09-12*	自動機	*4,000	倉庫 自宅新聞	*1,051,755
07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
07-09-19*	自動機	*4,767	タレット 8月分	*1,040,362
07-09-24		*1,687	SMBC (キヤノン)	*1,038,675
07-09-24		*3,800	SMBC (シフン)YC	*1,034,875
07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
07-10-02*	自動機	*1	夏期ボーナス分の社会保険料	*805,390
07-10-20	振込	トマシキ"カシヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
07-10-20*	自動機	*4,767	タレット 9月分	*2,150,623
07-10-20*	自動機	谷口、尾上 *8,000	自宅新聞 400px x 2L分	*2,142,623
07-10-20*	自動機	*2,616	10月分 NTT	*2,140,007
07-10-23		カウチー *2,664	SMBC (キヤノン) コピー	*2,137,343
07-10-23		ヨミウリ新聞 *3,800	SMBC (シフン)YC	*2,133,543
07-10-27		*6,600	CATVトマ	*2,126,943
07-10-31	社会保険	*42,457		*2,084,486
07-10-31*	自動機	*123,028		*1,961,458
07-10-31*	自動機	*1		*1,961,457

(注)

1. 08/02に提出のある振込のときは、お預かり金額に*を添えてください。

2. 振込の金額が異なる場合は、お支払金額に*を添えてお送りください。

トマシキ

お支払い金額

お支払金額は、お預かり金額に*を添えてお送りください。

政務活動費《事後》 審査書 兼 支出伝票				整理番号	0700051-2	
				会派名	誠政気魄	
				議員名		
☐	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☐	研 修 費	R7.10.31		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☐	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.10.31				
☐	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.10.31
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.10.31		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.10.31				
特 記 事 項						
初回政務活動費事前審査0700008-1						
支出内容		給料 令和7年会派事務員9月分のの社会保険料控除額の誤りがあったため返金				
積算根拠		☒ 納品書等添付あり 給料支給額 144,000円 控除 保険料 6,851 円 介護保険料 1,129 円 正1,128円 健康保険計 7,980円 正7,979円 厚生年金 12,993円 計 20,973円 正20,972円				
購入(依頼)業者		富山市議会誠政気魄 会派事務員			取引規定	
					☒ 抵触なし	
請求金額		1円				
振込手数料					金融機関名	
政務活動費支出額		1円				
領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)						

政務活動費《事後》
審査書兼支出伝票

整理番号	0700038-2
会派名	誠政気魄
議員名	

☒	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R7.9.5		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R7.9.5				
☒	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R7.9.26
☐	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☐	資 料 購 入 費	R7.9.26		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☐	事 務 費	R7.9.26				

特記事項

9月からの標準決定通知書を添付
初回政務活動費事前審査0700008-1
の為、26日に支給となりました。

支出内容	令和7年会派事務員給料 9月分 賃金月額:144,000円 勤務時間:午前9時から午後4時 内休憩時間1時間		
積算根拠	☑見積書等添付あり 雇用契約通り 総支給額 144,000円 控除 保険料 6,851円 介護保険料 1,129円 健康保険計 7,980円 厚生年金 12,993円 計 20,973円 雇用保険 792円(労働者負担分5.5/1000) 源泉所得徴収 ■■■■■円		
購入(依頼)業者	富山市議会誠政気魄 会派事務員	取引規定	
		☑抵触なし	
請求金額	123,027円		
振込手数料		金融機関名	
政務活動費支出額	123,027円		

領収書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

写

様式12

整理番号

0700038-2

振替証明書

会派名

誠政気魄

金額

円

控除額 社会保険料20,973円 内訳健康保険料7,980円(保険料6,851円 介護保険料1,129円)
厚生年金12,993円 雇用保険料 792円 源泉徴収税額 円

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

R 7年9月26日

経理責任者

谷口 寿一



氏名

受領印



写

基本給 144,000円 9月～は標準報酬142,000円で計算				
	会派負担	事務員負担	合計	保険料率
健康保険料	6,852	6,851	13,703	9.65
介護保険料	1,129	1,129	2,258	1.59
厚生年金	12,993	12,993	25,986	18.30
子ども子育て	511		511	0.36
	21,485	20,973	42,458	

0700051-2

修正

基本給 144,000円 9月～は標準報酬142,000円で計算 /				
	会派負担	事務員負担	合計	保険料率
健康保険料	6,852	6,851	13,703	9.65
介護保険料	1,129	(誤)1,129→(正)1,128	2,257	1.59
厚生年金	12,993	12,993	25,986	18.30
子ども子育て	511		511	0.36
	21,485	(誤)20,973→(正)20,972	42,457	

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄

(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	01セキル	事業所番号	15027
納付日の年月	令和 7 年 9 月	納付期限	令和 7 年 10 月 31 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
15,960	25,986	511	
合 計 額	¥42,457 円		

令和 7 年 8 月分 保険料		領収日	令和 7 年 9 月 30 日
健康勘定	厚生年金勘定	業務勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
36,079	58,743	1,155	
合 計 額		¥95,977 円	

令和 7 年 10 月 21 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構
富山 年金事務所)930-0005 富山市 新桜町
7-38 富山市議会会派控室
誠政気風

様

02/02 14127315

(裏面へつづく)



年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	残高
1 07-08-29*	自動機	*124,209	給料 8月分	*1,098,665
2 07-09-01	社会保険	*40,065	社会保険料 7月分	*1,058,600
3 07-09-02		*2,845	トマシフン	*1,055,755
4 07-09-12*	自動機	*4,000	貸入 自宅新聞	*1,051,755
5 07-09-12*	自動機	*4,000		*1,047,755
6 07-09-19*	自動機	*2,626	NTT 9月分	*1,045,129
7 07-09-19*	自動機	*4,767	タレント 8月分	*1,040,362
8 07-09-24		*1,687	SMBC (キヤノン)	*1,038,675
9 07-09-24		*3,800	SMBC (シブフン)YC	*1,034,875
10 07-09-26*	自動機	*123,027	給料	*911,848
11 07-09-29		*6,600	CATVトマ	*905,248
12 07-09-30	社会保険	*95,977	社会保険料	*809,271
13 07-10-02		*3,880	トマシフン	*805,391
14 07-10-02*	自動機	*1	夏期勤労者の社会保険料	*805,390
15 07-10-20	振込	トマシキ"カイヨムカ	*1,350,000	*2,155,390
16 07-10-20*	自動機	*4,767	タレント 9月分	*2,150,623
17 07-10-20*	自動機	谷口、尾上 *8,000	自宅新聞 4000円×2L分	*2,142,623
18 07-10-20*	自動機	*2,616	10月分NTT	*2,140,007
19 07-10-23		カンマチャージ *2,664	SMBC (キヤノン)コピ	*2,137,343
20 07-10-23		ヨミウリ新聞 *3,800	SMBC (シブフン)YC	*2,133,543
21 07-10-27		*6,600	CATVトマ	*2,126,943
22 07-10-31	社会保険	*42,457		*2,084,486
23 07-10-31*	自動機	*123,028		*1,961,458
24 07-10-31*	自動機	*1		*1,961,457

(お預かり)

※ 振込の金額とあるお取引のときは※(1)欄に*と表示します。
 ※ 振替預り金(振替)のときは、お支払(お預かり)の方と表示します。
 ※ 振替入金(振替)のときは、お支払(お預かり)の方と表示します。

※ 振込
 ※ 振替
 ※ 振替入金

お支払(お預かり)

お支払(お預かり)のときは、お支払(お預かり)の方と表示します。
 ※ 振込(お預かり)のときは、お支払(お預かり)の方と表示します。